

都市・環境常任委員会
予算・決算常任委員会都市・環境分科会

(平成24年9月13日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。

定刻になりましたので、都市・環境常任委員会2日目を開催させていただきます。

本日は、昨日、上下水道局が終わりまして、都市整備部所管の分野に入っていきたいと思えます。

まずは、部長のほうから一言ご挨拶をお願いいたします。

伊藤都市整備部長

改めまして、おはようございます。都市整備部でございます。よろしくお願いいたします。

残暑厳しい中、本会議に引き続き委員会の開催というところで、お疲れさまでございます。

私ども、決算認定のほか、約7150万円に至る補正予算、それから住宅関連と市道認定等の議案のご審議をお願いいたしております。多岐にわたりますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございます。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

第8款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第 8 項 住宅費

第13款 災害復旧費

第 2 項 土木施設災害復旧費

特別会計

土地区画整理事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

公共用地取得事業特別会計

諸岡 覚委員長

では、まずは決算から入っていきたいと思います。議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計第 8 款土木費、第 1 項土木管理費、第 2 項道路橋梁費、第 3 項交通安全対策費、第 4 項河川費、第 6 項都市計画費、第 8 項住宅費、第13款災害復旧費、第 2 項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公共用地取得事業特別会計について、一括して審議を行ってまいります。

まずはご説明をいただきますが、説明につきましては、前回、議案聴取会をさせていただいておりますので、そのときの説明と重複しない程度に補足説明もしくは追加資料がございましたら、追加資料の説明にとどめていただきますようお願いいたします。

秋葉都市整備部理事

それでは、都市整備部の平成23年度決算に関します追加資料ということで、さきに都市・環境委員会のほうの議案聴取会におきまして追加資料のご請求をいただきました。それにつきまして、平成24年 8 月市議会定例月議会の決算常任委員会追加資料都市整備部という形でまとめさせていただきました。

そのときいただきました内容につきましては、まず東日本大震災の支援について都市整備部の対応状況、それから繰越事業の状況、不用額の説明の 3 点につきまして、本日配付させていただきました。この追加資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に 1 ページでございますが、東日本大震災への支援について都市整備部の対応状況でございます。また、本市全体の対応状況につきましては、決算の概要の76ページか

ら80ページに整理されておりますので、あわせてご参照いただきますようお願いいたします。

このうち、都市整備部に係るものにつきまして追加資料のほうに記載させていただきました。

まず、被災地への支援といたしまして、宮古市へ備蓄物資の搬送に用地課職員1名を派遣し、いわき市に罹災証明関係の支援業務といたしまして道路整備課・都市計画課職員2人を記載の期間派遣いたしました。この費用につきましては、人件費と旅費が主なものでありますけれども、人件費につきましては、都市整備部関係で抽出が困難ということから、旅費のみの計上をさせていただいております。決算の概要のほうでは77ページと78ページになります。

また、被災者に対する支援といたしましては、市営住宅の提供を行っております。発災後、当初定期募集を随時募集の住宅として整備いたしました住宅を30戸用意いたしました。実績といたしましては、1ページの内訳のとおり、これまで13世帯が入居されました。現在は、三重団地に4戸、坂部が丘と大瀬古新町にそれぞれ1戸、計6戸の入居となっております。なお、先ほどご説明させていただきましたように、震災用としまして30戸用意しておりましたが、入居状況から判断いたしまして、このうち10戸を市民向けの定期募集という形でこの6月から利用いたしまして、震災用といたしましては現在20戸になっております。家賃につきましては、この1年間の減免をできるように受け入れ態勢を整えておりましたけれども、その後、国の通達を受けまして、2年間へと延長しております。

さらに、決算の内容ではありませんけれども、本年度につきましては、来年の3月末までの1年間、災害復興支援のため、福島県相馬郡新地町に都市計画職員を1名派遣しております。

続きまして、2ページから4ページの繰越事業の状況につきましてご説明申し上げます。平成23年度から平成24年度に繰り越したものの24事業につきまして、本年7月末時点の執行状況を取りまとめております。資料のほうですけれども、表の左のほうから各事業名、完成予定日、全体事業費、全体事業費の7月末時点での進捗率、それから平成24年度への繰越額で、その7月末での繰越額の分の進捗率、財源、繰越理由の説明となっております。

繰り越しの理由の主なものといたしましては、地元や関係者との事業実施の調整、県施行土木事業の繰り越し、年度途中の補正予算であり、年度内契約が間に合わなかったことなど、記載のとおりでございます。現在、年度内の完成に向けて鋭意努力をいたしておる

ところでございます。

続きまして、資料の5ページ、6ページのほうに不用額の説明を記載させていただいております。不用額の理由につきましては、さきの議案聴取会でご説明いたしました決算常任委員会資料都市整備部の1ページの決算総括表の目別の不用額、それから15ページに細々目で300万円以上の不用額につきましてその理由を説明させていただいておりますが、今回追加資料といたしまして、それに基づいて、より詳細にしたものを作成しておりますので、これに基づいてご説明させていただきます。

まず、不用額の主な理由といたしましては、予算調整時点から職員の異動に伴う人件費の減、これは給与とか職員手当でございますが、その減、それから工事や委託におきましての入札差金、それから補助事業や委託事業において対象が見込みを下回ったもの、業務内容の見直しや経費節減の取り組みによるもの、関係者との交渉難航や訴訟等により事業に着手できなかったものということが主な理由となっております。各事業ごとのほうに主な理由という形で記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、決算常任委員会追加資料についてのご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

伊藤都市整備部長

直接、平成23年度の決算ではございませんが、特別会計のうち、土地区画整理事業特別会計の末永・本郷の部分において最近動きがございましたので、一言ご報告をさせていただきたいと思っております。

この末永・本郷区画整理事業でございますけれども、事業が延びておりましたのは、一件移転が進まないというふうなことであったわけでございますけれども、平成19年度に私どもが相手様を対象に訴訟を起こさせていただきました。ずっと継続して訴訟が続いておったわけなんですけれども、先般9月6日付で最高裁から上告を棄却するという判決が下った旨通知がございました。これで確定いたしましたものですから、相手様に区画整理の計画どおりに移転をお願いしたいということをお願いをしていくわけでございますけれども、まずは任意交渉をした上で、相手様がなかなか言うことを守っていただければ、強制執行というものを視野に入れて、可能であれば、年度内に工事の全てを終わらせていきたいというふうな感じで考えておるところでございます。直接、決算とは関係ございませんけれども、今のような状況報告をさせていただきます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございます。

説明は以上でよろしいですね。

では、説明はお聞き及びのとおりでございますので、前回の説明の範囲も当然含めた上で、委員のご質問、ご質疑を受けたいと思います。よろしくお願いします。

伊藤修一委員

追加の資料を要求させてもろうたので、その関連で、不用額の部分の考え方も含めてちょっとお伺いをしたいと思うんですが、大きかったのは300万円以上の部分で住宅建設費の入札差金という説明をいただきました。実際、その入札自体はいつの時点でどのような結果やったかということを少し最初にお伺いをできたらと思いますが。

打田市営住宅課課長補佐

市営住宅課の打田です。

曙町市営住宅の委託料につきましては、基本設計、実施設計及び地質調査で5530万円の設計に対し、4390万円の落札であり、1140万円の入札差金が発生しました。

以上です。

伊藤修一委員

いつの入札やったんやろか。大体でいいですよ、大体で。

諸岡 覚委員長

正確な日時でなくても結構ですので。

打田市営住宅課課長補佐

済みません。昨年度の6月ぐらいの入札でございます。

伊藤修一委員

そうすると、昨年の6月の時点で入札が行われて、1140万円の差金が出たと。決算に上がっているのは、574万円が不用額として残っておるということですので、この差異の部分についてと、それからこの574万円を年度末まで残してきた理由があれば、それをお伺いしたいのと、逆に言えば、この574万円というのはこの6月の時点の差金ということの残だから、年度途中にでも、例えば、目が違うけれども、住宅管理費の修繕とか、いろいろな意味で市営住宅にかかわる部分での費用として、流用という言葉はおかしいかわらんけれども、生きたお金として使うことは検討されてなかったのか。逆に言えば、補正でも組んで、またこの残った500万円もどういうふうに扱うかということは都市整備部のほうでは検討はされてこなかったのかどうかというのをお伺いしたいんです。

打田市営住宅課課長補佐

市営住宅課課長補佐です。

入札差金が発生しまして、同一交付金事業であります住宅管理費のほうへ目間流用というのをさせていただきまして、住宅管理費のほうで交付金事業である屋上防水等の工事を施工させていただきました。それで、そちらのほうでまた入札差金等が発生して、残となったという結果になっております。

伊藤修一委員

そうすると、差金は使ったことは使ったけど、さらにまた残が出たということで、これはある意味で言えば、その考え方なもので、どこまでこの差金の残を追っかけていくのかということもあるし、逆に、もう既にそういうふうに管理費のほうで使っているということであれば、そういう流れがある以上は、この500万円もさらに使ってもよかったんじゃないかなと思うんやけど、そういう不用額の考え方はどういうふうに部内では統一されておるのか、ちょっとお伺いしたい。

館都市整備部理事

この不用額とか、例えば入札差金の取り扱いにつきましては、この住宅費に限らず、各費目で極力、余ったものについては次の別の事業に回せるように、それはもう常に努力をしてきておるところでございます。特に今回住宅費については、先ほど補佐が説明しましたように、交付金対象事業、いわゆる国の補助、交付金が入ってくる事業でございますの

で、その範囲内での利用に限られておるといふ、ちょっとそういう制約がございます。ただし、例えばこれが市の単費のものでございましたら、そのほかのものにも使っていくことは可能でございますので、そういった努力をさせていただいております。ほかの事業、ほかの費目に、例えば道路にしる、公園にしる、建設費なら建設費の中、管理費なら管理費の中で、差金についてはそれを有効に使わせていただくという努力をしてきております。若干これにつきましては、そういういわゆるひもつき事業でございましたので、こういった形で残ったわけでございますけれども、今思いますと、今委員ご指摘のように、途中で補正予算というような形を組ませていただければ、単独事業のほうに回すということも可能であったのかなということでございますが、その辺は今後も気をつけていかなければいけないなと思います。

伊藤修一委員

今の答弁で私のほうは大体よく理解できたので、今回、交付金というひもがついておったということの意味が一つと、それからまた今後もその減額補正なりなんなり、補正という部分での手法もあるので、ちょっとそこは気をつけて、部内で生きたお金ということの活用を考えていっていただきたいという要望をしておきたいと思います。

では、資料の中で、橋の話というか、橋梁の話の中で、私は今この資料の分厚いやつの、インデックスがたくさんついているやつの5ページを見ておるのだけれども、決算の資料の中で、一応この落橋防止とか耐震化でやらなあかん目標が41橋で、実績39橋ということを書いてもらうやけども、まずこの中で、「点検で著しい損傷が確認された」というふうに書いてあるもので、「著しい損傷」というのはどういう話であったか。日常の点検でこういうことについてきちんとチェックできてなかったのか。今後そういうふうないわゆる防災とか減災とか、今しきりにそういう話があって、できるだけそういう予算を前倒ししてでもそういうことにお金を使うていくべきではないかと、そういう話も考え方も出ておる中で、この実態、昨年度はどういうふうな様子やったか、お伺いしたいんですが。

石田道路整備課長

道路整備課石田です。

こちらの「著しい」というところで、新朝日橋、桜台1号橋を挙げさせていただいてお

ります。新朝日橋につきましては、このJRから南へ下っていきます阿瀬知川にかかっている橋梁でございます。そちらにつきましては、耐震点検の中で、橋台にクラックが入って破損しているという部分が発見されました。それと、桜台1号橋につきましては、これは名阪自動車国道を渡っている橋梁でございます。その中で、名阪さんのほうのパトロールの中で橋台の下面につきましてはクラックが入っているのが発見されたというところで、その状況に応じて補正予算をとらせていただいて、すぐにでも修繕の検討に入らせていただきたいということで、昨年度、補正予算の中でそちらのほうの設計業務をとらせていただいて、すぐに調査並びに対策の点検に入らせていただいたところでございます。

伊藤修一委員

対応はすごい早くにさせていただいてよかったというふうな印象を持ったんだけど、そのクラックが発見されるのが、突然クラックができたのか、それともずっと長い間にそういうクラックが大きくなってきとったとか、そういうふだんの点検業務というのはどうなってるのか、そこを補足してもらえますか。

石田道路整備課長

道路整備課長です。

日常点検で道路パトロールはさせていただいておりますけれども、先ほど言いました橋面の背後の面であるとか、橋台、水の中に入っている部分というのは、その水の量とか、通常、高速道路の下から上を見てというのは私どもはなかなかできないところがありましたもので、NEXCOさんからの指摘であったりとか、そういった水の中の部分は一番湯水期の中で点検させていただく中で、発見がおくれてしまったと。そういう部分につきましても、今後、橋梁というのは非常に大事な重要な施設でございますもので、そういう部分での目視につきましても、今後のパトロールの中でも気をつけてさせていただきたいと考えております。

伊藤修一委員

そういうことで、ふだんのあれも大事なもので、そういうチェックをきちんとやっていってもらうのと、できれば、壊れてから対応するのではなくて、予防的に、いわゆる前倒し、前倒しで、もちろん耐用年数とか、当然あるんやと思うんやけれども、そういう部分では

早くそういうふうには、早期支援というか、早期対応、また早期改良とか、どんどん早く早くやっていくことによって予防的に逆にその効果が出るというか。だから、長もちさせるのもいいのかわからんけども、その長もちというところの中にちょっと考え方としては、予防的に投資していくということも、部内のほうでそういう優先順位の中に入れていってもらおうという、そういうことの方針だけ、どうなんやろか。

石田道路整備課長

石田です。

私どもは今現在、市が管理しています道路橋は市内に1193橋ほどございます。その中で随時、平成20年度から点検をさせていただいております。その点検をもとにして、1193橋の長寿命化というところの策定を来年度平成25年度でしようとしております。その中では、やはり委員におっしゃっていただいたように、壊れてから直すのではなくて、予防保全型と、現状を見て、少しでも今のインフラを長もちさせるという観点からの長寿命化計画を出させていただこうとしております。

伊藤修一委員

結構です。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、ちょっときょうの新聞で見たんやけど、イノシシの話は、結局現状を把握というのはどうやったんやろかと思ひて、前から出ておったとか、前に何匹か捕まったという話も書いてあったんやけども、どうなんですかね。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の鈴木です。私にも昨日の午前中にちょっと南部丘陵公園を管理していただいておりますシルバー人材センターの担当者のほうから情報が入りました。その情報が新聞社のほうに流れてきょうの記事になったということなんですけれども、猟友会のほうにもちょっと問いかけているんですけれども、そういった情報は特になんかということではございません。

石田道路整備課長

道路整備課石田です。昨年まで市街地整備・公園課におりましたもので、補足的にさせ

ていただきます。

昨年の11月25日に私ども、その公園を利用されておる方から通報をいただきまして、南部丘陵公園の南ゾーンでイノシシの被害が出たという連絡をいただきまして、現場を確認させていただきました。そのときに、一晩で約1000㎡ほどの芝生広場が荒らされたというような状況の中で、すぐに猟友会の方にもご協力を願いまして、まずこれがイノシシであったのかどうなのかというところの判断をさせていただいた中で、おりを1月25日から設置させていただきました。それと、公園ですので、非常にたくさんの方がお見えになりますもので、そこは危険だということで、その部分につきましては立ち入りの部分も制限させていただいた中で、まずおりを最終的に年内で4基ほど設置させていただきました。それで、たしか年内で2頭ほど捕獲させていただきました。それで、年明けにまた、1月でございましたけれども、3頭ほど対応させていただいて、南部丘陵の中で5頭ほど、春先までに捕獲させていただいた中で、その後ずっと追跡もさせていただいた中で、イノシシもそういう生態の中で、春先になってどうしても餌が少ないときになると里へおりてきて、また山のほうでそういういろいろな食べ物があるという時期には移動していくというようなことも聞きましたもので、春に一番行楽の中で、その前にもイノシシのそういったものが現認されないというのを一定期間見た中で、たしかゴールデンウィーク前に一度開放させていただいたと、昨年の流れからはそういうふうなことでございました。

伊藤修一委員

小さい子供さんとか、家族連れの方も見えるし、何か新聞の報道をちょっと見ると、去年からそういうのが続いているような書き方だったから、逆に言えば、そういう去年からの対応の中で、何かもっと徹底的という言い方がいいかわからんけれども、子供さんや利用者の人に不安を感じさせないように、そういうことが繰り返し起こらんような何かそういう工夫というのでも継続してやっていく必要もあるのかなということは感じましたので、決算の部分ですので、今後のことはまたあれやわかりませんが、去年からあって、結構頭数も多いみたいなので、今話を聞くと、そうすると、群れというか、数も結構おるんか、どこにおるんかわからんけど、どこかに巣があるのかわからんし、ちょっと利用者の人に不安がないようにだけ、また対応をお願いしておきたいと思います。

以上で結構です。

諸岡 覚委員長

ちょっと個人的に興味があるんですが、その捕まえたイノシシはその後どうなったんですか。おいしくいただいたんですか。

石田道路整備課長

私ども、そういったイノシシとか、そういった部分というのは、資格がないとさわれません。おりにも一切さわれませんので、そういったところで、先ほど猟友会の方にご相談させていただいたと。結局、四日市市の猟友会で受けていただいたのではなくて、猟友会のメンバーの方にそういった森の管理と捕獲した部分について、その処理につきましてもお願いをさせていただきました。

諸岡 覚委員長

そうすると、猟友会の方に一任して。

石田道路整備課長

はい、処分まで。おりから出すとか、そういった部分も、そのおりから出すというのがなかなか、生きたままいて、また新たなところへ持って行ってという……。はい。

諸岡 覚委員長

わなも免許だろう。

石田道路整備課長

免許です。はい。ということで、私どもではなくて、もう猟友会の方にお任せしたという形です。

諸岡 覚委員長

はい、わかりました。

ちょっとそれまして済みませんでした。他にございますでしょうか。

伊藤嗣也委員

伊藤修一委員にちょっと関連させていただきます。橋梁の関係なんですが、耐震化の整備と長寿命化とあると思うんですが、その辺はどういうふうに考え方を分けているのか、ちょっと教えてください、点検とか、いろいろな面で。

石田道路整備課長

当然、長寿命化というのは、今の現存のものを、状況を見た中で、今後どのような形での時点でどういうふうな対策をしていけば、その施設自身が長もちをしていくのかというような形での、その一個一個の橋梁の今後のメンテナンスの部分も含めた、そういった計画になります。耐震化といいますのは、現状の中で耐震補強、地震を想定して、落橋防止であるとか、地震が起こったときに横揺れで上の部分が落ちたりとか、倒れたりとか、そういう危険のある部分につきましては、地震の力に対抗するための対策ということで耐震対策ということで、それは当然、今の調査の中で長寿命化も含めた中で現状を見た中で、耐震が必要なものについては、長寿命化の中に耐震対策も含まれてくるというような形になろうと思います。

伊藤嗣也委員

そうしますと、長寿命化対策でいろいろ点検とか、台帳整備の中には、これは耐震化に関しても行うということによろしいですか。

石田道路整備課長

はい、そのとおりです。

伊藤嗣也委員

例えば馳出跨線橋とか小生跨線橋が載っている。そうしますと、例えば馳出ですと、これは橋脚の補強、落橋防止工事になっておるんですけども、その路盤のほうは何もさわらないという捉え方でよろしいんですか。上物、地上から上の部分だけ耐震化の工事をし、液状化とか、下の部分についてはさわらないという捉え方でいいのか、教えてください。

石田道路整備課長

耐震につきましては、いろいろな対策工法がございます。下を固めてしまうとか、そういった部分も含めての耐震になるんですけども、現状的に馳出跨線橋、小生跨線橋は鉄道を渡っている橋梁でございます。その中でそういった部分での液状化対策というのは、現実的になかなか難しい。そういった中で今できることということの中で、橋脚補強と、液状化も含めた対策というのは、今の対策の中で液状化対策は現実的にはしておりません。ただ、今の橋台、それと橋梁の部分が横揺れというか、そういった部分に対して、落ちないような対策ということをとりあえず進めさせていただいておる現状でございます。

伊藤嗣也委員

そうしますと、橋台は線路の外にありますよね。ですから、直接私、電車にさほど影響がないのかなとは思うんですよ、例えば。ただ、私は、地震というのはどちらかという、上も大事なんですけれども、下がいろいろな四日市の場所によって全く違うと思うんですよ。今回、この塩浜地区でありながら全く下の部分に触れられてないということで、これは十分調査をされた上で必要なしということで上だけをやられるのか。下はもう当初からしないという前提やったのか。どうなんでしょうか。

石田道路整備課長

現実的には、液状化対策までというのは、検討の中でその部分まで含めてというのは、現実に困難なところもございます。そういったところでです。

山本都市計画課長

都市計画課山本でございます。元道路整備課長として少しお答えさせていただきます。地震時における橋梁というのは、一般的に、液状化が起こったとしても、周辺の地盤が下がるだけで、橋台が下がるということはありませんもので、設定条件として橋自身の液状化を考えることは、基本的に現時点での設計基準としてはやっておらないのが現状です。それよりも揺れに対する破損のほうが大きいものですから、橋台を固める。そして、鉄道橋のように、落橋しないように桁が落ちないような装置をつけるということが主になりますので、そのような対応でさせていただいておりますので、馳出にしても、小生にしても、橋台を固めることで基本的に大丈夫。あれだけの橋梁になりますと、長いくいを打っておりますので、液状化の影響がほとんど発生しがたい。そのかわり、橋の周りは、液状

化が起こって地盤が下がるということはありません。

伊藤嗣也委員

わかりました。その馳出と小生の跨線橋についてはそのような考え方であると。ほかの、先ほども伺いましたが、要は橋の長寿命化対策の点検云々でも同じように、下は考えなく、上だけということでもよろしいですか。

石田道路整備課長

1193橋の橋があると。私どものほうは、一番重要なのは、先ほども言いましたように、緊急の避難路であったりとか緊急物資の輸送路であったりということで、まず東名阪自動車道とか、それから鉄道をまたいでいるもの、それと緊急物資の輸送等に必要となる私どもの市道の1・2級幹線の橋梁ということで、重要な橋は224橋ございますけれども、そういった部分は、先ほども山本課長におっしゃっていただいたように、現状の中で通常、今の橋というのは橋台の下には、その設計のときにはそういったくいとか、そういった部分の地震対策というのは今検討はされておりますもので、その状況に応じた中でそういった部分につきましても、その橋、橋で、例えばくい基礎があって、先ほど言いましたように、液状化の影響は受けないというような部分についてはそういった考慮はしない。それと、年内にはうちで、そういった部分のものがもしあれば、それがどういう形で先ほどの重要な橋をもたせていくのかという中で検討させていただきたいと考えております。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

竹野兼主委員

資料の2ページの一番下、三重県の橋梁点検管理システムで4カ月を要した。この辺のところをもう少し説明していただきたいんですが、ちょっとその内容を一つと、それから5ページの中で、土木管理費の総務費の中で、金額は大したことないんかもしれませんが、未登記道路調査事業における寄附交渉が難航しという、この寄附の部分についての考え方みたいなものをちょっと市としてどんなふうに、難航してしまうという部分は、何でそういうことが起こるのかなみたいなのを一度教えていただきたいなど、お尋ねします。

山口道路整備課企画・建設係長

橋梁の三重県橋梁点検管理システムというのがございました。私どもは、先ほどずっと言われていますように、橋梁点検、目視ですけれども、こういったところに損傷があるのかというのを写真に撮ったり、この辺の位置だということを現地で撮ってきて、これをエクセルの中でデータ化しています。その際、三重県から本システムを使ってもいいというのをしておるんですけれども、例えば、とったコンサルさん、お願いしたコンサルさんが自分のところに入れてきたデータを移行すると、写真とかのデータの移行ができないというふうぐあいが見つかりました。これは県でもそういったことをやっています。それをベースにして、うち独自のものと、新たに点検履歴、それで修繕履歴も入れられるように、四日市市が独自で橋梁を管理できるシステムというふうな形でちょっと修繕をさせていただきました。

以上です。

井口用地課長

用地課長の井口です。よろしく申し上げます。未登記道路の関係の説明をさせていただきます。

未登記道路につきましては、発生原因もいろいろあるわけなんです、ご自分で下がられて、その後市が舗装とかをして未登記が発生する場合とか、地域の申し合わせとか、いろいろ原因があるんですが、解消に向かっては、まず寄附でお願いしますという形で、寄附交渉というのを主にして、了解をいただくということで所有権移転までいくという形で進めておりますが、寄附そのものでいろいろ土地を取得されたそれぞれの皆さんの経緯とかがあって、買った土地の寄附をお願いする場合とか、先祖代々から大事に持ってこられた土地の寄附をお願いするとかという形で、もろもろ諸事情がございまして、それぞれ合意に向かっていくわけですが、それぞれの土地に対する思いがあって、なかなか合意に至らないというのが現実にあります。そういった中で、未登記道路を発見していくやり方も、今我々、同じ用地課のほうでやらせてもらっております境界立ち会いのときに発見するとか、その他、いろいろな土地売買のときに、不動産というか、仲介される方のほうから教えていただくとかという形があって、いろいろな形がまざって一つの未登記道路の解消という形で進めさせてもらっておりますが、一つの難点は、初めに申し上げました、買収で

はなくて寄附で願います。それぞれの皆さんが土地にすごく執着を持っておられるということで、時間をかけて了解いただくということが大事な事かなと思いつながらやらせてもらっております。

そういった中で、まず発見していく一つの合理的のやり方としては、将来四日市市も取り組んでいくべきかなと思えます地籍調査。地籍調査をすることによって図面の整理もでき、一連の発見ができるということが一つ考えられます。具体的に、その土地の寄附に対するご理解をいただくためには、従前から長い年数をかけて寄附、寄附という形で願っております、この大きな意味では市の方針ですが、その考え方も整理すべき時期が来るのかなという形で、今すぐというのは無理かと思いますが、そういったことで整理しながら少しでも進んでいきたいと思っております。

竹野兼主委員

最初のほうは、要するに県のシステムも、本来県と市と連携が重要やという中で、四日市独自でよりよいシステムをつくられたという形ですよね。

山口道路整備課企画・建設係長

よりよいという形になって、これからもいろいろなふぐあいが出てくるかと思いつし、こういったこともまた情報として入れていきたいということで、今完成ではなくて、これからまだまだ進化をさせていこうというふうに考えております。

竹野兼主委員

その点で、例えば、いや、これは四日市にとってこのデータをより明確に正確にという形で非常に重要だとは思いつすけれども、県との連携みたいなのがなかなか、市のほうが前へ進んでおるといつ部分の中で、うまくいろいろな部分でつながっていかんことがあらへんのかなとよく言われているところがあるので、これは四日市としてはしっかりやっていってもらおうところではいいことだとは思いつすですが、この4カ月とか、今後またそういうものが出てくると、何カ月もまたおくれたりするようなことが出てくるのかなというのをちょっと心配したので、ここの部分でいつと、未収入の特定財源があることでおくれたということなんですよね。かなと思つておつたんやけど、8450万円、国庫支出金未収入。それはだから、システム上できていないから、それが前へ進まなかつたという意

味で4カ月おくれたかなと、そんなのでよろしいんですかね。

石田道路整備課長

その未収入、システム自身というのは、三重県さんがつくられた橋梁の管理点検システムを利用させていただこうと思っておったんですけれども、コンサルさんとやっていく中でふぐあいがあったと。その中で四日市市として、もう少しその県さんのシステムを利用しようと思っておったんですけれども、それよりも、今後四日市市が管理していく中では、バージョンアップしたほうが管理しやすい。今後に役立てていくということで、四日市市独自のシステムを構築する中でバージョンアップもさせていただいておった。お金の未収入の部分につきましては、そういった部分で翌年度繰り越しをさせていただきました1537万円という部分について未執行になったということで、そのうちの国庫支出金の部分の845万4000円がまだ執行されていないというような状況でございます。

竹野兼主委員

わかりました。ありがとうございました。

川村幸康委員

関連した質問で、今の845万4000円というのは。

石田道路整備課長

済みません。左の2ページのところの財源内訳表、1537万円の繰越額に対する内訳と。

諸岡 覚委員長

きょういただいた追加資料の2ページ。

石田道路整備課長

はい、一番下の長寿命化のところでございます。翌年度の繰越額1537万円の内訳ということで、そのうち845万4000円が、国のお金が入っていくべきものですよということでございます。

竹野兼主委員

よくわかりました。ありがとうございました。さっきも言ったように、しっかり頑張っ
て、これは、データを管理していただくということはすごく重要なことだと思いますので、
ぜひしっかりとやっていっていただきたいと思います。

それと、5ページのほうなんですけど、今説明をいろいろ聞かさせていただいて、基本的
には、寄附が基本だということはよくわかったんですけども、この寄附の部分で相手さ
ん次第というか、何としても寄附でないとだめなんですよみたいないろいろと説明をして
というような中で、それが多分できないときというの、その道路として寄附してもら
うことが重要な道路として重要道路幹線みたいな形のものといろいろ分けていかなあかん
のかなという部分があると思うんですよ。例えば今の話でいけば、寄附が基本ですけど、
買収というか、購入する場合というのには何か特別に問題というか、どういうところで購
入をするという考え方があるのかなというのをちょっと教えていただけますか。

井口用地課長

寄附と買収、今委員がおっしゃられたように二つあるんですが、未登記道路については
寄附という形で先ほど説明させていただきました。並行に、市が始めていく道路拡幅事業
なんかですと、いろいろなケースで買収というのがあります。未登記は、あくまでも寄附
ということの本筋でやらせてもらっておりますので、所有権移転までいくのが一番いいケ
ースなんですけれども、今委員がおっしゃったように幹線道路、生活道路とかいろいろあ
りますが、用途によってですけれども、所有権移転というのはお願いしつつ、それまでに
借地契約でまずお貸しいただくとか、税金面の税控除という形の手法なんかで、返せと言
われないような形で市道として使えるようなやり方というのあわせて取り組んでおりま
す。

竹野兼主委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

川村幸康委員

不用額と、それから繰越明許費との、何て言うんやろう、基準はないんやろうけど、ど
こで決めるのかなと思って。

それともう一個は、例えば5ページの未登記道路のところていくと、支出済額があって、繰越額は34万円なんやけど、不用額は700万円というのもあんまりわからんもんで、どうい感じになって、その明許繰越というのは、次の年度で解決できるということがないとあかんのやから、それが2年続いたらあかんよということになると、継続費か、継続費にかえなあかんと思えば、議会の議決を得るのやな。そうすると、この歳入歳出の決算を見ても繰越明許費が多いんやけど、めちゃくちゃに、そこでの都市整備部の考え方を。繰越明許というのは、当然年度内に終わるのが正しかったけど、二つしかないよな、事故繰越か、もう一個は、明許繰越といっても、大幅なやつは明許繰越できないのやろうから、できんとわかっておったら継続費にせなあかんのやな、議会のルール上でいくとな、多分。50%とか何%とは決まってないんやけど、もう……。

(発言する者あり)

川村幸康委員

いやいや、館理事はそう言うてるけど、上げたらいいと言うてるけど、違うんや。実際には大幅にそれがかかりそうになるのやったら、その次には終わらんやったら、継続費にせなあかんのが結構あるんや、それが、終わっていないのが、次の年でも、またそれをもう一遍明許繰越していっているものが。だから、そういう意味からいくと、明許繰越をするのと、不用額にするのと、もう一遍、次に予算をつけるのと、それから継続費という三つの選択があるわけや。そこをきちんと一遍せんと、予算はつけるけど、明許繰越はこれ、全体で幾らやった。結構あらへん。単年度やけど、何か枠取り配分でもうずるずるになってきた。ちょっとたがが緩み過ぎとるんか、柔軟に対応しとると言えば対応しとるのやろうけども、一定のルールをむげに超えてきて、ハードルがちゃんとあったのもハードルなしでずぶずぶになっておるような気がしておるのやわ、見ておって。だから、そこにはおかしなチェック、私らのチェックのいかんところも出てくるでな、これは。だから、もう一遍それはきちっと行政の考え方を明確にして、今後こうやっていきますということ述べななあかんのと違うんかな。特に5ページの繰越額と不用額が逆転しとるのはどういことなんやろなと思っさ。

館都市整備部理事

まず、繰越につきましては、基本的には、本来、年度内でやるべき仕事ができなくて、何がしかの理由に基づいて、翌年度まで工期を延ばしたり、あるいは実施を延ばしたりということをしなければならないものについて、3月議会のときに明許繰越をこれだけお願いしますということで、それをご了解いただくような形をとっているわけでございます。近年その明許繰越の額が非常に大きくなっているというご指摘だと思います。私どもとしては、まずそれは当然減らす努力をしないといけない。基本的には単年度予算が予算の原則でございますので、年度内にさせていただく。どうしても工期が長引くものについては、あらかじめ債務負担をとらせていただいでやっていくというのが本筋だというふうに認識しております。ただ、若干私どもの言いわけを少し言わせていただきますと、昨年度は12月補正であるとか3月補正といった形で、ある意味、繰越前提の補正予算もいただいでおるということで、その分、今回非常に多くなっているというのは、これは現実でございます。

あと、不用と繰越の差は、まさしくその事業がその年度に企画されて、その年度内に終わろうと思っておったけれども、できなかったというものについては、繰越にさせていただきますし、当初予算で予算を置いてあったけれども、その事業は一応終わったと。それで差金が出たり、実際にやろうと思ったけど、もう断念に至ったとか、そういったものは不用として落とさせていただくという。そういったそれぞれの事業の状況に応じて、これは繰越をさせていただいてもやれるというものを我々が1月、2月の時点で判断できれば、明許のほうに上げさせていただきますし、これは来年度繰り越させていただいても難しいなど、そういった難航する事業もございますが、そういったものはもう断念して、不用にさせていただくか、別の事業に回させていただくかと、そういった判断をさせていただいております。

それから、繰越明許費については、基本的に全て翌年度にこなさせていただいております。例えば、これは一つの事例でございますが、主要施策の報告書の160ページをごらんいただきますか。例えば道路整備課の道路維持費。これは、済みません、主要施策の160ページでございますが、例えばこの目2道路維持費の中で、まず明許繰越。これは23年度決算でございますので、22年から23年に繰り越した繰越明許費2095万円については、こういう内容で年度内に整理をさせていただいた、あるいは、この場合は維持費ですから、補修等のところに使わせていただいたということで、基本的に繰越明許費で繰り越させていただいたものについては、翌年度に確実に消化をさせていただいております。

先ほど事故繰越とか、そういうお話がございましたが、どうしてもそれがまた翌年度何がしかの理由でできなかったものには、次は事故繰越という形でせざるを得ないというのが、今の予算の制度になってございます。

以上でございます。

川村幸康委員

今も確認しとったけど、繰越明許をする明許繰越費を上げると、その次の年度に終わらんものを、次に事故繰越もあかんやろ。その年度に終わらなあかんわけやろ。そうすると、不用になるのと違うの。それか、一旦予算を一度下げて、継続費に上げるかということをしなあかんわけやろ。だから、明許繰越が終わって次、もう一年というと、3年使えるという話だけど、事故繰越もあかんと思うよ。

諸岡 覚委員長

このルールを明確に把握しているのは誰になるわけですか。

川村幸康委員

清水さんと違う。

何でそんなことを言うかという、そうなると、別にもうずるずるやわ。単年度の原則はもうなくなるわけやろ。

諸岡 覚委員長

部長にお聞きしますけれども、今、川村委員の言われたルールというのは、ごめんなさい、私自身がちょっと勉強不足で、それが正しいのかどうか判断できかねるんですけども、今、川村委員の言われたルールというのは正しいことだと判断されますか。

伊藤都市整備部長

私も詳細にまではちょっと熟知しておりませんが、まず明許繰越は、翌年度で完了するものを明許繰越として上げさせていただきます。ただ、例えば明許繰越の工事なら工事をやっております、例えば災害に遭いましたと、例えば台風が来て、やっとなったやつが壊れてしまいましたとか、不測の事態、そういうものがあれば、翌年度に事故繰越と

いうのはできると思いますけれども、単に、工期がおくれました、だから3年目に繰り越しますというものはできないと考えております。

川村幸康委員

もう一つ聞きたいのは、だから事故繰越とか、明許繰越として、ここには都市整備は仕分けしないやろ。しとる。だって、説明はあるけど、しとる。

伊藤都市整備部長

事故繰越がございません、今のところは。要するに、3月の議会で明許繰越と上げさせていただいて、それで承認をいただいたものについてだけ繰り越していますので。これはないですけれども、例えば、明許繰越で1月時点で議会上げさせていただいた。そのときにやっておった、3月末で終わろうと思っておった工事があったとします。それが急に何か大きな事故が起こって、3月をまたいでしまうと、それは明許繰越に上がっていない事業ですので、それを繰り越す場合には事故繰越というやり方しかないんです。ですから、そういうのは今のところというか、ことはございませんし、全て明許繰越に上げさせていただいたものしか当然今繰り越していない。その範囲内でしか繰り越していないということでございます。

川村幸康委員

ちょっと調べてほしいんやけど、多分、私は、明許繰越はその次の年度で終わらんのであれば、もう流さなあかんと思うとるし、もしその年度に大幅におくれて無理やなと思うやつは継続費に上げてやるべきことなのさ。そうでないと議会はチェックのしようがないんさ。そんなやつたら債務負担でとらなあかんという話になるのに、全部で一体これは幾らかかったんというのが見えんやろな、そうなると、繰り越していくと。実は気づいたら、学校を建てるのを50億円ほどかかっておったという話が出てくるかもわからんわな。不測の事態で壊れておった、どうのこうのとチェックできへんのやで、単年度で。それで繰り越したり明許繰越なんかしよったら、えらい高いものについたなという話が出てくるので、きちっとコントロールというか、わかるようにするには、その辺の用語と、事故繰越は使うとんのやけど、明示してないですわな。

諸岡 党委員長

わかりました。そうしたら、時間もちょうど1時間たちましたので、15分ほど休憩を挟みますので、その間にそのルールが明確にわかる書類を用意していただく、もしくはそのルールをきちっと説明できる担当の方をちょっとお連れいただいて、再開後に改めてそのルールを明確にご説明いただきますようお願いいたします。

川村幸康委員

だから、私が言いたいのは、用地交渉で相手がおってやらんだことと、それから事故であって繰り越したこととか、幾つか理由があるんやろけど、全部それは明許繰越になつてくるような気がするんで、わかるように説明してほしいなというのが本意なんやわ。それと、議会のルール上の繰越明許費というやつの本来的原則ルールってあったはずやで、そこがちょっとたがが緩んでおるのかなと思つてるので、そこをちょっとチェックしてもらえれば。

諸岡 党委員長

はい。では、とりあえず15分再開といたしますので、その間にちょっと急ぎで申しわけないですが、ご用意願います。資料が間に合わなければ、話のできる担当の方をお連れいただければ、それで結構です。

11:00 休憩

11:19 再開

諸岡 党委員長

再開させていただきます。

まずは先ほどの続きからになりますけれども、ルールについての解説ということで。

館都市整備部理事

今ちょっと財政のほうとも確認してまいりました。今、現時点での四日市市としての繰越予算の運用としては、当然まず前提としては、年度内に完了するのが大原則になります

が、どうしてもいろいろな理由でできないものについて、3月議会で明許繰越をお願いすることによって、そこに登録させていただくことによって、まずそれを翌年度に完了させるように頑張るということになります。もし、翌年度に繰り越して工事をやっていたけれども、何がしかのまた別の要因に基づいて、どうしても繰り越さなければならん、あるいは解決できると思っておったけれども、できなかったということで繰り越さなければならんというときには、事故繰越をさせていただきます。その事故繰越で3年度目になるわけですけれども、そこでできない場合にはもう最終、不用として落とさざるを得ないと。そういったことがあって、都市整備部の例としては、末永の区画整理事業の中で、先ほど部長が冒頭ご説明しました例の裁判案件になっている移転補償費。これを、初年度は明許繰り越させていただいた。翌年度は事故繰越という形で繰り越させていただいた。だけど、それでもできなかったの、その段階で落とさせていただく。その段階ではもう一回当初予算に予算を上げさせていただく。そういったことを今運用としてさせていただいているということでございます。

諸岡 党委員長

それは何かに書いてあるんですね。今配っていただく資料に書いてあるわけですか。

そうすると、今のお話ですと、1回目の繰越は明許繰越で行い、2回目の繰越は事故繰越で行い、3回目はもうないよということになるわけですね。

館都市整備部理事

ということです。はい。これが四日市の今の運用です。一応今お配りしたこれは、解説本の抜粋でございます。先ほど継続費予算という方法がございまして、これは地方自治法上の212条でされているものでして、これは四日市市としてはこれまで余り事例がないんですが、右側の のところにありますが、継続費というのは……。

諸岡 党委員長

繰り越されたものということ。

館都市整備部理事

はい。 のところですが、毎設定年度の執行残額について、継続最終年度まで通次繰越

して執行することをいうということで、これを認めていただけると、残った分、残った分がずっと翌年度に繰り越していけるということですね。そういう明許繰越とか事故繰越といった報告をすることではなくて、お認めいただくとそういうやり方ができるということですが、これは今まで余り市としてはやっていないということです。通常我々は、工事部局としては、2カ年、3カ年にわたる工事が当初からわかっている場合は債務負担行為というやり方でとらせていただいて、やらせていただいているということです。

それから は明許繰越の説明、それから は事故繰越ということでございます。 のところですが、明許繰越については云々書いてございますが、最初のところに、通常は年度末に補正予算の形で提案をされるということで、私どもも2月議会に提案をさせていただいて、翌年度に繰り越させていただくのをご承認いただいているということです。

、事故繰越は、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいうということで、この というのは、議会のご承認をいただくいとまのないようなものであったり、先ほど、今市の運用としては、明許繰越をしたけれども、まださらに翌年まで繰り越さんならんものは、もうこの の事故繰越という形でしか繰り越せませんので、それをさせていただいて、それでもできなかった場合はもう不用額として流させていただく。そういった運用になっているというところでございます。

川村幸康委員

多分、参考にした本に濃淡もあるものであれなんやけど、私の持つておる本もそうやし、清水さんの持つておる本も、これは一緒やさ。私はこれを見とったもんで……。どこやったかな。これも焼いたほうがいいん違う。

諸岡 覚委員長

ちょっとよろしいですか。

川村幸康委員

そうすると、あかんというのは、原則が単年度収支で、単年度で終わらなあかんよと。明許繰越をしたのに関しては、事故繰越とかそんなのもあるけれども、できるだけ避けやなあかんということになっとるのよ。もっと言うと、事業が継続してやっていく中で、一

緒のやつが事業がいつも繰越、繰越、繰越はだめですよとなってるんやけど、今回の決算が上がってくる事案の中でも、3年とか4年、繰越、繰越、繰越。お金に色が書いてないもんでわからんのやけど、多分ずっと続いとるので、それは一遍どこかできちっと都市整備部内で、仕事上も一番ここが多いと思うもんで、そういうのはきちっとせなあかんことかなと思うんやけどな。

諸岡 覚委員長

ちょっとよろしいですか。この右側の 、 、 を読むと、特に と なんですけれども、私も学者じゃないんでわかりませんが、ど素人の感覚で見ても、繰越明許費もしくは事故繰越という意味にとられるような気がするんですね。というのは、明許繰越に該当しない事故等による繰越が事故繰越であって、これを見る限りは、3回いけるといふふうには見られないんですが。

館都市整備部理事

3回いけるということではなくて、そういう言い方で申しわけございません。明許繰越で繰り越したものは、大原則、当たり前ですが、次の翌年度に消化するという、これが大原則でございます。にもかかわらずということです。にもかかわらず、どうしても繰り越さざるを得ない状況になったものについては、手法としては事故繰越しかないわけですね。また再度明許繰越というのはあり得ないですから、前年度にそれで認めていただいたわけですから、また明許ということはないので、手法としては事故繰越しかないわけですが、繰り越す場合に。今、四日市市の運用としてはそうやってさせていただいておるといことです。それでもだめな場合はもう流さざるを得ないので、これまでの事例でいくと、末永・本郷の区画整理事業ではそういう形をさせていただいておる。例の裁判の案件ですが、初年度に当初予算で上げさせていただいたけど、相手となかなか話がつかないので、一旦明許繰越をさせていただきました。けど、そこでまだ、これは裁判案件ですので、うまくいかなかったんで、次の翌年度は事故繰越という形でさせていただいた。けども、それ以上は繰り越す手法はございませんので、そこでもう流させていただいた。これが一つのやり方というか、この法律に基づいた一つの、これが決められているというわけじゃないですが、市としてはそうやってこれまで運用してきたというところでございます。

諸岡 覚委員長

現実問題として、四日市市では、未永では特例中の特例でそういうことはあったけれども、基本的にほとんどないわけですね。

川村幸康委員

だから、ないわけではないよな。あるんやわ。あり得るし、あるよな。今回の寺方下海老でもそうやん。これで3年か4年連続繰越やん、俺が知っとる限り。ただ、表札は一緒やもんで、表札は一緒で、しとる工事とか違うておっても、結局それなら全体で幾らかかったってわからへんや。

館都市整備部理事

おっしゃっている意味はわかりました。要するに、この下海老寺方線のように、毎年度当初予算でも上げさせていただいておって、前年度の繰越予算がまずあって、例えば平成24年度で言えば、平成24年度も当初予算で継続事業ですから上げさせていただいたわけです。私どもとしては、前年度から繰り越した予算をまず優先して、それに充てるわけですね。それで工事をやっていきます。ですけど、当初予算を組んでおるものですから、当初予算の分もその年度内に執行を完了すれば、そこで終わってすっきりするんですけど、それが結局また翌年度に繰り越される。ですから、今委員がおっしゃるように、あたかも繰越が毎年いってしまうというふうに見えるし、それは我々の努力が足りないところがあるわけですが、本来であれば、繰越予算と当初予算を合わせて年度内に全部完了してすっきりして、それで翌年度また当初予算で上げていくというのが、一番望ましい形であろうと思うんですが、今それがなかなか、この下海老寺方線については今そういった状況になっておると。ほかにもそういったことが散見されます。したがって、そこは私どもが努力しなければならぬところだと思います。ただ、私どもは、まず繰越予算を消化して、その後当初予算についたものを次の工事に充てていく。そのように会計処理はしておるわけでございます。

川村幸康委員

簡潔に言えば、予算をつけ過ぎているわけです。よう使い切らんのに、ということです。だから、もっと言うと、結局、全体で例えば10億要るとしたときに、5年間で2億ずつ

けとるやろ。2億でこれ、例えば最初に2億は使い切らなかったときに、2億を残してまた2億を乗せてと、こうなるわけやろ。だから、そこをどう考えるかということなんやろな。だから、やっぱりそれは少しどこかで、そうせんと、議会のチェックがいかんのやわな。私らもそんなに議論せえへんで、そうすると予算執行繰越となると、前年度に認めたやつなんで、繰り越していただけやもんで、なかなか意見を挟みにくくて。その続きのやつがまた予算で出てくると、続いとるのを認めないと論理矛盾するのでノーチェックで進んでいくので、全体として見えへんし、行政のほうもたがが外れてくると思うとるんのさ、そこでな。それがきちっとそこでされておればたがが締まるので、行政、都市整備部全体としても締まると思うんやわな。ところが、今その締まりがないもんでなっとるし、それが今いいふうに作用すればいいけど、大体ぱっと見ると、都市整備部にこの繰越明許費がどどどーんて、見てみい、これ。ひどいに、245ページとか、247ページまでざざーっと見ただけでも……。

(「10億円やで」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

うん。それはな、ちょっと反省しとるという域を少し過ぎとるでな、これ。

諸岡 覚委員長

そうしましたら、明許繰越をする3月議会というのは、同時に予算を立てる予算議会でもありますので、今後は明許繰越の案件、事案、工事が主になると思いますけれども、そういった部分には予算を組むときにその明許繰越分を考慮した予算づけをしていくように、できる限り翌年で明許繰越がなくなるように配慮した予算づけをしていただくように、決算委員会としては、当分科会としては、その点を強く指摘させていただくということでまとめさせていただきたいと思いますが、川村委員、それでいかがでしょうか。

川村幸康委員

はい、いいです。

それで、資料だけ欲しいんやけど、一遍そういう継続しとるところの総額と、例えばさっきも言うたように、2億円ずつつけてまた繰り越して、また2億円ついてきたやつの明

細を持ってきてよ。わからんわ。例えば、下海老線なんかはようわかりやすいわ。ここ4、5年ずっと当初予算と明許繰越が続いてきとるで。

(発言する者あり)

川村幸康委員

そうそう、繰り越した。失礼な話やけど、10年前やったら考えられない予算取りやね、これ。部内でもうちょっと締まっておったと思うで、少しこれはひどいなと思うで。

それと、委員長のまとめ方でもう言うことはないんですけど、事故繰越というのは、私は委員長が言われたほうの解釈かなと思うとるんさ。明許繰越もしくは事故繰越できる話の世界であって、明許繰越で館さんのような、そのまたすき間について事故繰越というのは、これはないと思うわ。それが私が見ておるほうの本には書いてあるのさ。だから、この本やとどっちともとれる解釈やけど、今、清水さんが焼きにいったほうの本は、それはもう法律上はええけども、使ったらだめよというような書き方をしてあるので、それはもう一遍財政とも相談して、予算執行の中でどうするかということやるなと思うけどね。

諸岡 覚委員長

この明許繰越に関しては、ほかの部署も全般的に言えることかと思しますので、ちょっと委員の皆さんにお諮りしますけれども、直接この議案のどれということではないんですけども、全体会で一度検討するようなポジションで全体会に上げていくということで当分科会としてはしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

よろしいですか。では、異議なしと認めて、これは全体会に上げていくということで考えていきます。

では、ちょっと仕切り直しまして、この明許繰越以外の部分で続けていきます。

では、他にございますでしょうか。そろそろお昼にかかってまいりますので、時間も考慮していただきながら進めていただくとありがたいです。

川村幸康委員

マスタープランを全体構想をつくって、今、地域、地区別構想と順次やってもろてきておる中で、今回もこれ、目標と市街化区域内人口、それで実績というのがこう出ているんですけども、行政としては、この間の都市計画審議会でも、三重地区の地区別構想で市街化区域を8割ぐらい入ったら市街化編入していこうということもあったんやけど、今までのあれからいくと、多分市街化区域の面積を含め、市街化人口が一つの物差しになっておった。どれぐらいにあるべき方向性を変えるんかな。特に、皆さんは田中市長に引きずられるわけで、市長は70万都市を目指すとは書いていないわけやで、その上でも四日市の市街地はどれだけにしていくべきか、計画論として、それが一度人口も含めて、すぐというのも5年後とか、総合計画の最終年度ぐらいまでにはどれぐらいの人口パイで、市街化面積どれぐらいにしていこうかとしとるのか、その辺は教えてほしいなと。

館都市整備部理事

この市街化区域の編入につきましては、現在のところ、市の権限になっていなくて、県の権限にはなっておるんですが、今県のほうで四日市の市の人口の市街化区域の人口保留フレームというのがございまして、要するに今後市街化区域を拡大する場合にどこまでの余地があるか、どれだけの人口の分をふやすことができるかという一つの保留フレームというのを持ってあって、それがたしか5000人と聞いております。

諸岡 覚委員長

あと5000人ということですか。

館都市整備部理事

今、当面。あとというか、今持っておる計画として。これは、今度の見直しでまた上がるか下がるかわかりませんが、今県が持っておる考え方として。その分を……。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください、館さん。今の5000人というのは、今、四日市の市街化区域に住んでおる人間プラス5000人ということですか。

館都市整備部理事

そういうことです。

諸岡 覚委員長

総人口の5000人じゃない。

館都市整備部理事

じゃないです。

諸岡 覚委員長

市街化区域に住んでおる人間が5000人ふえる。

館都市整備部理事

ええ。市街化区域を拡大していくための一つの保留フレーム人口。ちょっと5000人は一回確認はしますが、まずそういうのがありまして、そこに、それが一つの目安になっております、市街化区域を拡大する場合の。ですから、今はそれが一つの目安で、あと四日市の総人口は今のところ総合計画で推計しておりまして、2015年でしたか、2015年にはピークを迎えて、その後減少に転じるというふうな形で総合計画でうたってございますので、総人口、都市の人口として、市長がおっしゃっているような合併とか政令市とか、それを目指して大きくしていった人口というのはあるかもしれませんが、現時点で四日市の今の状態の中で、今の枠組みというか、今の市街地域の中で人口推計をすると、2015年に31万何がしにあって、そこから下がるという想定をしていますので、それが一つ、今、総合計画の目安として挙がっております。したがって、今のところ、ご指摘としては、この指標がおかしいというか、そういうこと。

諸岡 覚委員長

いやいや。

館都市整備部理事

違うんですか。今ちょっとそういうデータがあります。

川村幸康委員

いや、そうすると、市街化区域をふやさなくても、あと5000人、市街化区域内には住めるという判断を県はしとるから、市街化区域はふやさずでええということかな。どういうことなの。

館都市整備部理事

ちょっと今、数字の確認をしております。

川村幸康委員

というのは、逆に言うと、私が聞きたいのは、5000人ふやすための市街化区域は四日市市内でふやしてもいいよという解釈でええの。

館都市整備部理事

ええ、その分の市街化の拡大は、今のところ保留していると、持っているということですね、県が。

川村幸康委員

そうすると、今の地域・地区別構想の中で、行政側が出す情報の中で、県は四日市全体の中で、あと5000人ぐらい市街化区域でふえるような住宅地はいいよという話があるのが一個やる。それで、総合計画の中でいくと、ある程度調整区域のほうの人間も減ってきておる中で、そこにある程度まちを維持していくための定住人口をはかるということでいくと、そういったところにも市街化区域をつくろうと思うても、市街化区域って面積が何かあったのね、何haか、15haか、20haか。

館都市整備部理事

20ha。

川村幸康委員

20ha。20haの市街化区域をつくろうと思うと、とてつもない人口増になるよね。こんな5000人というところじゃないよね。ひょっとすると5000人ぐらいか。もっと超えると思う。1万人ぐらいいく。

館都市整備部理事

1 ha60人として1200人です。

川村幸康委員

1200人か。そうすると、県は相当な余剰を持つとる中で……。

館都市整備部理事

ちょっと今、数字を確認しておりますので。

川村幸康委員

はい。そうすると、既存のある、例えば桜の駅周辺の既存のところからぐっともうちょっとしみ出して市街化をふやすとか、私の地域だと、尾平からぐるっとちょっとしみ出して市街化区域をふやしていくような考え方はあるよということでええの、県も、市も。

館都市整備部理事

今、県というか、市の考え方としては、この前、都市計画審議会でお示しましたように、調整区域の地区計画という制度ができましたので、これはぜひ有効活用しながら、それでまず開発を促進して、開発である程度目鼻が立ってきたら、それが市街化区域に編入できる、例えばこの前の西坂部町でしたか、ああいう形で隣接地であるとか、そういったものは入れていける可能性がある。それは、先ほどの県が持つておる保留フレームの範囲内であれば、入れていけるということですね。どうしても東坂部町のように飛び市街地の場合には、一体のものにしていかないといけないので、この前、川を挟んで一体と考えていったらいけるじゃないかと、その辺はちょっとこれから研究はいたしますが、ああいう形じゃなくてもっと離れておる場合には、やっぱり飛び市街地は20haはいけないということがございますので、周辺とあわせてそれができるかどうか、これはちょっと個別の議論になるうかと思うんですけれども。

川村幸康委員

できれば、人口フレームと市街化区域の地域・地区別構想をつくっていく上においても、ある程度の面積どれぐらいまで四日市市としても腹づもりがあるのか、それからしみ出し、今のようなことなのか、どっちなのかというのはある程度方向性がはっきりせんと、地域の中で地区別構想はつくってきたけど、例えば神前地区なら、具体的に言うと、定住人口はもう減ってきてるんで、人口減少やで。ふやしてほしいけども、爆発的にふえるということは望んではないよな。ただ、住みつけるぐらいの分は欲しいとなると、小さい市街化みたいなことか何かはないと、ふえやんなという発想があると、この間の三重地区の地域・地区別構想のように、ある程度家が建ってきたら市街化に編入するか何か、もしくは市街化に編入せずにしても住宅地として認めていくんか、何らかの方向性はちょっと出さんと、これからどんどん多分地域・地区別構想が出てくる中で、定住人口というのはみんな言うてくると思うわ。これは競争だと思う。四日市中でも、人口の奪い合いはあると思うんさ。その中である程度、抽象論じゃなくて具体論で行政側が示してこないと、汗はかかせて構想は出させたけど、四日市の都市計画マスタープランしかないですよといったら、結局は旧の市街地に一つねという話にしかなくてこんので、そこらを少し明確にすることが必要な段階に来たん違うかなと。地域・地区別構想でみんなが出してきたんで、だからその辺をもしよければ早急に出してほしいなと。そうでないと、出させただけで終わってしまう。

館都市整備部理事

まさに今委員がおっしゃるようなことは私も同感でございますので、今一つだけ施策として表に出してきているものが、市街化調整区域による地区計画ですね。ですから、これは市街化編入は前提ではございません。したがって、調整区域のままでも開発ができて、定住していただける、そのための制度として市街化調整区域における地区計画を打たせていただくと、それに沿った形の開発を許可していただけますので、それが一番今のところ計画的に既存の集落の中でもまちをつくっていく一つの手法かなということで、これは今回の都市マスの中でも前面に打ち出して、その制度でまずやっていきたいと。この前のやつは、その結果、後々市街化に編入できるものは市街化に編入しますし、できないものはしなくても、そのままでも町並みはちゃんと地区でやっていきますので。そういうことでござい

まして、まずそれは打ち出していきたいし、例の地区へのガイドラインも充足しながら、きちんとお示しを地域にしていきたいと思っています。

あと、またご指摘のあった内容も、これからちゃんと勉強していきたいと。新たな手法も、この前も一般質問でもいろいろ議論がありました調整区域の開発について、これは研究をしていきたいと思います。

川村幸康委員

ここ2、3年ずっと決算で、立ち会いとか許可を都市整備部で持つておるやつがありますやんか。境界立ち会いか、何て言うの、建築、家を建てる時の開発許可とかの立ち会い。何て言うの、ああいうの。自治会へ立ち会いとか、家を建てる人とか、開発する人とかいうのが、人がおらんで、一月、二月先までいっぱいというような話があった。そういう話はもう消えていった話か、今でもその課題は残っておるのか。もし残っておるのであれば、マンパワーが足らんのか、何が足らんのか。この間も、きのうも水道のところでも言ったけど、都市整備部はそういうところの部分の人間は何人が適正なのか。行革を言われると、少ない人数でやれというのはようわかるんやけど、おらんと回っていかん仕事は何人かというのはきちんと私らにある程度わかるように示してくれんと。多過ぎて遊んでおる人がおっても困るやろうし、それは足らんですよというのなら、それは足らんで、きちんと財政には言わなあかん話やろうし、議論しておかんと見えやんで。

館都市整備部理事

主要施策の159ページを、済みません、本冊のほうですね。その下のほうの、159ページ、これがいわゆる境界立ち会いの官民境界査定、これにいろいろな方が関係してきますので、集まっていたいて現地を見ていただいてとか、そういうことなんですけど、今のところこの目標を処理日数35日以内。これは、平成22年度が平均36日かかっていたので、それを減らす方向で努力をして、今のところ、ちょっとずつこれを今減らしてきているんです、1日単位ですけれども。当然、境界確認の申請がございますと、まず事前にその部分のいろいろな調査をします。過去の書類であるとか、過去の立ち会い記録があるかとか、あるいは地図の確認であるとか、登記はどうなっているかと事前の準備をしながら、一方で関係者の確認をしながら、関係者に立ち会いの日程調整をしたりします。それで現地で立ち会って、そこで、ここでいいよとなればいいけど、もめる場合もありますね。ここじゃない、

もっとこっちだと。そうなってくると、もっと広域に拡大、隣の隣まで影響してくるとい
う場合も出てきたりして、それは事案、事案によっていろいろな差はあるんですけども、
そういったことも含めていくと、今、用地課も人数がある程度充実しながらやってお
りまし、一部外へ委託できる。ここにありますように、立ち会い記録の作成等は外部委託業
務で出して、ちょっとでも職員がその具体の動きができるように、そういう努力もして
おりまして、以前より日数は減らしてきておりますが、大分限界にも、いわゆる人がふえ
たらできるのかという問題でもなくなってきたところもありますね。その一連の作業を
していかなければいけませんので、一件一件、ある一定の日数はかかりますので。

ですから、答えになったかどうかわかりませんが、今、限られた人数の中で、外へ出
せるものは出しながら、外部委託できるものは外部委託しながら、ちょっとでも減らす
努力を今してきているというところでございます。

川村幸康委員

その判断として、35日以内というのは早いんか。どうなんやろ、感覚的に。

井口用地課長

用地課長井口です。

35日といいますのは平均の日数ですので、全部が35日ということではありません。
35がどうかというのはおっしゃるようにはあると思いますが、この中には、理事に説明し
てもらったようなことも、資料の関係もあるんですけども、皆さんに立ち会いしてもら
いますので、きょう言うてあすというのはなかなかそれぞれ都合があって、そこでみんな
の立ち会いできる日にちを合わせるのに待ち日数みたいなものが、内容によっても違
うんですけども、どうしても避けられない日数というのがあります。それも含めて、規
模の大小にもよりますが、平均で昨年度ですと35日になったということで、平成18
年ですと40日という平均日数があったんですけども、それよりも短くなったという形
になっております。

川村幸康委員

それで、時々頼まれてあれすると、遅いなと言われる声も聞こえてくれば、まあまあ
しやあないかと言うと。個人によって感じ方は違うんやろうけど、特に契約して家を建

ようとしておる人なんかの場合に、時期もあるのやろな。早うしてほしいときは重なると思うよ。大体、建てる時期ってよう似とるやんか。大体わかるやん。そのときだけは人のちょっと伸び縮みをしたらどうなんかなと思ったり、部内でな。暇なところというのはないと思うけれども、ちょっと伸び縮みして、特に40日、50日ぐらい先までいっぱいですわという話もあるやん。そうすると、えーっと、一月か二月家を建てる時期でスタートがおくれると、大分変わるでな。そのときは人がおってくれたら回れるという声も聞くでさ。そのときはもう目いっぱい日の暮れるまでやってますわと聞くけども、それでも人の伸び縮みがもうちょっとできるとええのかなと俺は思うとるので、何とか。

で、1日に何件ぐらいしとるの、これ、逆に言うと、平均すると。

井口用地課長

今、人数的にはそれ相応の人数を確保していただいておりますし、2人1班で5班おりますので。

川村幸康委員

10人。いや、何件できるか、こなせるかという質問です、平均して。5班あるのですから、少なくとも5件はできるわけですか。

井口用地課長

いや、済みません。全体の年間の数を単純に勤務日数で割りますと、大体でごめんなさい、3～4件ぐらいになると思います、1日。

川村幸康委員

5班あって3～4件しかできないということですか。

井口用地課長

はい。というのは、調べ物とか日程調整に出歩くということもあって、件数で単純に割りますと、先ほど申し上げたような件数になります。

川村幸康委員

だから、2人1組で5班あって、作業をずっとしていても、大体35日先ぐらいまで詰まっておるわけ、大体な。それが当たり前なんか。

井口用地課長

はい。

川村幸康委員

いやいや、だから、館さんが今言われるように、ふやしたってそれぐらいかかるというのと、スタートして35日かかるのか。今やと、スタートして35日かかるということで行くならば、多分70日かかるわけやな。予約とってからもう一遍スタートしてやり出すと。だから、その辺、少し直せる部分、どこか工夫できる部分は、もうしとると言うやろうけども、改めてないのか。何か家の建つ時期ってみんな建てたいで、みんな困っておる声をよく聞くで、それはもう初めからしゃあないと思う感覚でおるんか、何とかしようと思う感覚でおるのかによって随分これは変わるのかなと思うけど。

館都市整備部理事

何とかせなあかんという気持ちでありまして、したがって、ただ一方で、もちろん人数の定員の増とかというのは当然片方でも要求はしていくわけですけども、なかなかそう簡単にいかない、かなわないところで、なるべく、外へ出せる業務、委託できる業務を切り分けて出していくという作業を大分前から始めておりまして、それでちょっとでも数もこなせる。一つの処理時間もそうなんですけれども、全体の数、処理件数もふやしていけるような努力をしていこうというのが、これまでの努力の積み重ねです。大体この人数は、ただ、他の部局、他の課では人数が減っている中で、用地課の人数はそれほど減らしているというわけではないですね。比較的残しているということをしております。

先ほどは5000人と申しましたが、最新の数字では4000人、それは四日市都計で。四日市都計というのは、1市3町。済みません、4000人でございます。3地区で4000人の人口保留フレームを持っているということです。

諸岡 覚委員長

では、他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

では、質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。
討論に移ってまいります。
討論はございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。

では、一括して採決を行ってまいります。

議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公共用地取得事業特別会計について、一括して採決を行います。

これら決算を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認めます。よって、本決算は認定されました。

[以上の経過により、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公共用地取得事業特別会計について、採決の結

果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

それで、先ほど申し上げましたように、繰越明許費につきましては、当決算の分科会として、他の部署、他の委員会にも共通して言えることではないかという判断におきまして、全体会の場において、あるいはこれは決算委員長のご判断によっては、全体会の中の例えば所管事務調査で扱うのか、その辺は決算委員長にお任せいたしますが、これは当分科会として一度全体会で扱ってほしいということを申し添えるということを確認しておきます。

では、午前の部はこれで終了させていただきまして、再開は1時といたします。お疲れさまでございました。

11:57 休憩

13:00 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、午後の部を再開させていただきます。

まず初めに、お手元にこの、午前中に終わりましたけれども、繰越明許費の資料が配付されておりますので、またお目通しいたいただきますようお願いいたします。

議案第78号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

諸岡 覚委員長

では、議案第78号平成24年度四日市市一般会計補正予算第3号第1条歳入歳出予算の補

正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費について、一括して審議を行います。

まずご説明をいただきますが、先ほど申し上げましたように、前回、聴取会を開いておりますので、そのときと説明が重複しないよう、本日は補足説明及び追加資料がございましたら、その説明にとどめていただきますようお願い申し上げます。

伊藤都市整備部長

この補正予算ですけれども、5事業、約7150万円の補正をお願いしているものでございまして、議案聴取会のときと内容は変わってございません。追加資料もございませんので、説明は以上でございます。

諸岡 党委員長

はい、結構です。

では、質疑に移ってまいります。ご質疑ございます方、お願いいたします。

川村幸康委員

78やね、これ。

諸岡 党委員長

はい、議案78号です。補正予算です。

川村幸康委員

これって、この緊急輸送道路を雇用創出事業とするんやろ。と、今までと一緒のような緊急輸送道路ってこの示してもろてあるところ、これってもう調査済みやったんと違うの。調査してなかったの。

中村建築指導課長

建築指導課の中村でございます。

この今回の調査事業は、以前、平成19年、平成20年に県が一度、この緊急輸送路に関する調査は行っております。ただ、そのときの調査といいますのは、上空からのいわゆる建

物、これらをいわゆる日影の長さにおいて調査をしたものを一覧表にしておるものでございまして、今回この現場を全部回りまして実態の調査をし、またこれが現状県でやられたいわゆる台帳と相違ないかどうか、それに応じて今後のデータ化という形に持っていかうかなと考えております。

川村幸康委員

緊急輸送用の道路のそれは、私は平成19年か平成20年で終わったと聞いたんやけど、それは雑やったで、今度は丁寧にするということ。何を調べるの、これで。もう調べたんと違ったかなと思って。

中村建築指導課長

いわゆるこの緊急輸送道路というのは、第1次から第6次まで、県が1次から3次までやっておりまして、この1次の部分について一度調査はしております。ただ、この路線沿いにある建物、これがいわゆる新耐震、昭和56年以前であるものかどうかというのを調査して、それを再度現場でも全路線を通りまして、その建物の実態を、現状を確認することでございます。

川村幸康委員

そうすると、何、多分倒れたときに道路の邪魔になるようなものだけをピックアップして調べていくということになるんやろうと思うけど、前の報告で調べたと聞いたんが私の多分聞き違いやったんかなと思うのと、もう一つは、これ、そういったものをまた次にそうしたら県は補正か何かでも組んで、除去なり耐震化をしろということになるのか。調査をするだけなのか。それは何でかというのと、これ、道路指定したやんか、前に。道路指定したんやで、道路指定しとったやつを航空写真で見てチェックしとったのを、もっとより精度を上げてやっていくんやろ。ここでやった後、それがもしだめやとわかった場合は、逆に言うと、ルートがえをするということの調査でもあるわけ。

中村建築指導課長

建築指導課中村でございます。

一応、調査には基準がございます。道路幅員に応じて、建物の高さが一定の高さを超え

るものについて、当然それが対象になるわけですが、それが当然昭和56年以前のものであるかどうかというのは、現状の実態として、今現状もそういう建物も残っておりますし、既に建てかわっておるものもございます。それで、実際に今残っておるものについては、今後、耐震診断ないしは耐震補強へのアプローチという形でお願いをしていくという形になると考えております。

川村幸康委員

この間やったかな、新聞に出とったんやけど、海岸ベリは難しいで、緊急道路として、山ベリからで東名阪自動車道を中心にしてやっていくようなことが出とったんやけど、それとはまたリンクしてへんわけ。前、何か聞いとると、山のほう、海のほうは津波が来た場合に全然想定外になるから、国道1号なり、今度できる北勢バイパスを含めたのが緊急道路のあれになって、例えば消防本部も、中分署をそういった機能強化をしていくという話やったと思うんやわ。だから、今回の補正でも多分、北勢の指令のあのセンターもあっちに持っていったと思うんやけど、本署に持っていかんと、分署に持っていったと思うんやけど、そういうことを考えて。その辺どうなっとんのかなと。

中村建築指導課長

建築指導課中村でございます。

一応この緊急輸送路というものの調査の中といたしますのは、耐震促進計画というのがございまして、耐震促進計画の中に、耐震促進法に基づいて三つのものがございます。その中には、一つは特定建築物、不特定多数の者が利用するものの耐震化を図る。もう一つは、危険なものの建物の耐震化を図る。そして三つ目が、避難路の確保と。その避難路の確保の中で指定しておるものの一つに、この緊急輸送路の部分が通路になっておることから、この緊急輸送路部分というのは耐震促進法でいう避難路を確保する。そういう意味合いでもございます。

川村幸康委員

だから、県が、津波が来ることを予想して方針を変更してきとるわけやろ。それやけど、これはやるのかな、どうなのかなと。大体これの妥当性が余りわからんもので、俺は。緊急路と言っとるけど、津波が来た場合には全然緊急路にならんということで、東名阪のほ

うに移すと聞いとるんやわな。実態から行くと、内陸のほうに。それとえらい違うとるけど、多分これを考え出されたときと今県がやろうとしている方向と全然違うし、危機管理は、消防のほうで聞くと、もう国道23号・国道1号は機能しないものとして考えて、山沿いのほうで東名阪を中心にした考え方、バイパスと、それに变えますと言うとったで、ええのかなと思って。やっつけ仕事で、悪いことやない、やれたという話はあるけども、もうえらい前提となる条件が変わってきたのに、この緊急輸送道路で雇用創出事業だと県からの枠組みやろうけど、整合性がとれておるのかなというところはあるもんでな。

山本都市計画課長

都市計画課の山本でございます。

川村委員の言われる、くし形作戦と呼ばれる形式の、要するに内陸部の幹線道路を使って早期の段階での対策というのが、消防さんを含めて、発災してすぐの段階ではそういう作戦になろうかと思えます。そして、この緊急輸送路あたりはもう少し時間がたった段階。津波が引いて、その後の復興のためのというところになってまいりますので、作業対策の時間が違う。数時間の対応と、1週間後あたりで道路上のものを除去しながらという形で復興とかといった形で進めていく段階では、こういう緊急輸送路によって物資を搬送する。水が引けばというところになりますので、対策の時点がちょっと異なると思えます。ですから、そういう対策のためにこのような対応をさせていただきたい。そのように考えております。

川村幸康委員

出してきた予算やし、害は加えへんのやで、予算執行を認めてほしいというのは全然わからんでもないんやけど、意味があるのかなと思うて、正直言うてね。今の防災の観点でいくと、土砂崩れで考えられへんのやで、地震で多分緊急車両が必要になるのはあと津波かなと思うと、ここの場所をデータベース化してどう生きるのかなと思って。変な話、国道23号は堤防になるぐらいの感じかなと思うと、全然そういうもので今危機管理のほうで言うるとことと全く違うもんでな、四日市市としてこのデータベース化する、データベースで管理を行うというとな誰もあかんとは言わん代物なんやけど、今実際に言うるとことな。金額も少ないでええやないかという話もあるかわからんけど、同じ四日市市内でも危機管理や消防が言うるとことと全然違うもんで、予算は少ないけども、何かちょっと、考

え方をもうちょっとちゃんと整理をせんと。今山本さんが言われるように、それは応急と、ちょっとたってからとか、そんなんは一つの理屈づけになるのかわからんけど、今危機管理のほうで言っとるのは、もう国道23号ぐらいまでが一つの堤防になってとめてくれれば、それからこっちで考えるという話をしとるのに、こんな建物のデータベースやそんなのをここでとって、緊急輸送道路として言うところが違うなということなんやで。だから、今説明を受けとるのは全部理解できとるんやけど、よそとの整理をどうつけておるのか、危機管理や消防とのな。だから、そこらを。

中村建築指導課長

確かにその一面もあるんですが、特に特定建築物とかというものの耐震化がなかなか民間では進んでいかないという現状もあるわけです。というのも、地震によって倒壊する、先生がおっしゃるように、確かに津波というものもあるわけですが、建物の中には老朽化した古いものが既存不適として残っておる。そういうものもなかなかその耐震化が進まない中で、重要度といたしますか、いわゆる避難路にもなる、そういう通路を耐震化をしていくという意味合いとしては、所有者の方にそういう耐震化の促進をしていく一つのきっかけにもなるかなというふうに考えてはおるんですけども。

川村幸康委員

例えば、津波ばかりじゃないで、揺れたときに、例えば東北のほうでなくて阪神みたいなのが来たときには有効やないかというのはようわかるんやけど、今はどちらかというと、阪神・淡路よりも3.11が基準になって防災を考えとるし、そうやって言うわけやな。我々もそれを言われればそうかなと思うと、逆に3.11を想像しながらいくと、これはなかなか、余り役に立たんなという気もするもんでな。今四日市市が言うてる、それに対して、そこはこういうことで、この補正はこういうことですよという話は少しきちとまとめとかなあかんのかなと思うんやけどな。

伊藤都市整備部長

資料にも注釈で書かせていただいておりますけれども、東名阪道、伊勢湾岸道も緊急輸送道路の一つになってございます。ただ、東名阪道は大きな建物が横にあって、倒れたら東名阪道が通行どめになるという建物がございませんので、今回はそれを調査対象外とい

うふうにしておるんですけれども、そこが緊急輸送道路であるという認識は私どもも持ち合わせております。今、危機管理のほうで、例えば新しく北勢バイパスができて、そこが緊急輸送道路になるとか、そういう変更がございましたら、私どもも積極的にまた追加しながら調査をしていきたいと。これから建つやつは耐震というのは多分大丈夫だろうとは思いますが、今までに建つやつ、特に昭和56年以前のやつは、ひょっとすると地震で壊れる可能性がございますので、そういうところを重点的に指導、お願いになるのかもしれませんが、指導していきたいという思いでございます。

川村幸康委員

だから、県、今の四日市の危機管理が言うところやつでいくと、本当はせなあかんのは、私は東名阪を中心にしたアクセスのところの緊急避難路の調査やるなと思うところのやわ。例えば、富田山城線で電柱とか、それから街灯。何と言うの、ああいうの。何か灯があるやん。あんなんが耐震化あるのかどうなのか。あっちのほうが一番大事なのかなと思うて、ああいうのが倒れて、阪神・淡路のときでも行けやんだというのがあるわけやろ。だから、どちらかという、どこを動脈にしていくかということていくと、もう四日市市は東名阪を動脈にするというのをはっきり明確にしとるわけで、県でも。そうすると、国道1号、国道23号というのはいま3.11以降は消えたわけや、どちらかという。そやで、できればどちらかという、東名阪の四日市東インター、四日市インターを中心にしたところのアクセスがどうなっておるかという調査を進めたほうが私は現実的かなと思うんで、これはもう意見で仕方ないわな、これで指定しとるのやから。ただ、ここらがおかしいなと思うて、同じ四日市市で言うところのにな。あかんとは言わんけど。

館都市整備部理事

本当に委員のおっしゃることはよくわかるし、そのとおりだと思うんですが、今のところ大きな方針が示されて、中消防署、中央分署が広域拠点に指定されというようなこと、それは今動きがあるんですが、それがまだ第1次輸送道路の変更のところまで今至ってない状況なんですね。したがって、今の現時点での第1次輸送道路の指定は今この状況でございます。そういうのが指定されてきて、しかもそれが新しい道路であれば、先ほど部長が申しましたように、新しい道路には昭和56年以前の建物が沿道にありませんので、新しい建物しかありませんので、その辺は余り調査する必要はないのかもしれませんが、今お

っしやられたような問題もありますけれども、電柱とかはどうかという話ではありますが。私も建物をちょっと注目していますので、建物は新しい道路には昭和56年以前のものはないので、建物としての調査をする必要はないかもしれませんが。いずれにしても新しい輸送道路が今後指定されてくる可能性もございますので、それが今年度内にも指定されれば、できる限りその部分を、例えば予算の範囲内で対応できるのであれば、調査させていただきたいと思いますが、まずはその横の連携をとりながら、この第1次輸送道路、これを建物が揺れで塞がないように、これをまず目指さないといけませんので、それに向かっていきたいと思います。当然、新しい道路が指定されてきましたら、それについてもできる範囲内で頑張っていきたいと思います。

川村幸康委員

NTTとか中電の電柱がありますやんか。あれ、構造が多分違いますやんか、太さも、NTTと中電で。NTTのほうが弱いんかな、多分。細くて弱いと思うわ。そういうのもここの中で今度は調べていくの。

山本都市計画課長

川村委員のほうから電柱の基準というようなお話がありましたけれども、一応これは国のほうの基準どおりで、一応地震対策のほうの両方とも同じ基準のもとで設定はされているはずですので、弱そうに見えるとか、そういうだけではなくて、国の基準としては満たしているはずです。

川村幸康委員

阪神・淡路のときは結構電柱、電話線が倒れたんやわな、がたっと。それで道路が行けやんだで、余計進めんようになったいうわな、建物より。そうやって見ると、本来調査せなあかんのはそっちなのかなと思うとるんやけどな。特に地盤が弱い海岸べりは。だから、調査するのであれば、これは建物になっとるけれども、道路構造、道路の機能を妨げるものも全部調査せなあかんのと違うかなというのは。だから、少しずつやけど、やることがあかんとは言わへんけど、やるのならちゃんとやるということで行くと、それせんと意味ないんかなと思うんで、電柱なり道路の、これを読むと、多分、緊急のそういうものを運ぶ構造物が倒れてこんな調査なので、例外を設けたらあかんのと違うかなと思う。

どちらかというところ、建物が崩壊して道路をというよりも、電柱が倒れて線が乱れてというところが大きいのと違う、特に港ベリあの辺を見ると。だから、補正予算をつけてこれを調査するというのであれば、データベースを、どっちかというところ、そういうことも含めて一遍検討してほしい。これは要望です。

諸岡 覚委員長

では、今の川村委員からの意見陳述並びに要望がございましたので、また理事者側もそういうことを念頭に入れていただきますようお願いをしておきます。

他にございますでしょうか。

竹野兼主委員

この補正予算に関しては了としたいと思いますが、その中でちょっと記憶しておいてください。きょうも朝から繰越明許という話が出ていましたけど、この事業に関しては補正予算の後で繰越明許にならないように、まずはよろしく願いしておきたいと思いますが、この朝明新川のほうのところなんですけど、流量をふやすために底張りということで、それは必要なんだろうなと思うんですけど、そういうことをやることによって、例えば自然破壊につながった。具体的に言うと、例えば蛍がその辺において、そういうような餌の環境があったものがそれをするによってだめになるみたいな、自然環境の部分に関しては調査みたいなことはされているのかどうか、ちょっと教えてください。

稲垣河川排水課長

河川排水課稲垣です。

まず朝明新川について、そういう生態系の調査をしているのかどうかというお話ですが、具体的に底張りをすることによってどういう影響が出るのかという調査はしておりません。ただ、現在実際にカワモ等も生えておりますので、いろいろな生物がすんでおります。ただ、その生物を守る形と、いわゆる浸水・溢水を防いで治水能力を高めるというところで、どちらを優先させるかというところがどうしても出てくるのかなと。以前より河川については、基本的には自然の生態系を守るというところで、底張りはなるべく控えるというところで事業を進めておったわけですが、今回この朝明新川については、いろいろ検討する中で、底張りをして治水能力を高めるという手法でないと、今の段階では対応でき

ないのかなと。やむを得ずということで、していきたいと考えております。

竹野兼主委員

わかりました。安全性をまず基本にするということで、優先順位がここにあるんだということは確認させていただきました。

そうしたらもう一つ、緊急雇用創出事業の交通安全施設の整備事業なんですけれども、これは大体委託か何かというか、人を雇ってチェックすると思うんですけど、どんな人を何人ぐらいとかというのはあるんですか。

石田道路整備課長

道路整備課石田です。

この補正につきましては、202万1000円を計上させていただいております。

まず、資格につきましては、まず人で2名の方を11月から3月までの5カ月間、現地の調査を2名で3500km回っていただくという計画にしております。今考えているのは、ハローワークとか、そういったところで募集をかけて、新たに雇用させていただきたいということで考えております。200万2100円で、大体人件費としまして150万、それからその方たちが現地のほうへ行っていただくのに車が要りますもんで、そちらのほうのリース費用2台分ということで約50万を計上して、この金額を補正として計上させていただいております。

諸岡 覚委員長

竹野委員、よろしいですか。

他にございますか。関連して。

村上悦夫委員

竹野委員から朝明新川について言われましたけれども、昨年6月4日に台風12号もあって、現在この写真のように非常にひどいところになってきました。それで、河川改修とあわせて、道路の部分も、これは産業用道路として位置づけて今現在いるわけですね。河川の流下能力を高めるというのは、非常に方法論としては河川の幅員を広げるとか、そういうことがまた大きなプラス要因になってくると思うんですけども、もう下のほうはでき

上がっていますので、あの断面はあれ以上大きくなるものだから、あれに向かってどのような工法が一番最適なのか。今、底張りをするという事で流速を高めようとしているのはよくわかるんですけども、実際問題、こういう状況は解決できますか、そのことによって。このような台風の規模でこれだけの浸水をしているということが、今のこの工法上で解決できると考えてやっていただいているんだと思うんですが、間違いなく、それぐらいの流量ははけていくという計算のもとでやっていただいておりますね。その辺のところを尋ねたいと思います。

稲垣河川排水課長

残念ながらというお答えをさせていただかざるを得んのかなと思うんですが、今回この朝明新川の改修については、今の河川の断面のある中で、なるべく、今委員もお話のありました流速を高めて、能力をなるべく高めたいと、できる限り今ある断面の中で能力を高めるといふところでの考え方として、底張りがあるという考え方をさせてもらっています。それによって、計画上の計算では、今の能力に6割アップの能力が出ると考えております。6割ということは、かなりの能力なのかなと。ただ、その数字的なものをお話ししますと、下流のいわゆる準用河川で改修しておりますところについては、毎秒27t流す能力を持っています。ただ、こちらについては、もともと約6t程度しか能力がないといふところで、それを9t余りに高めると考えておりますので、それと比べるとまだまだ少ないといふところなんですけど、今ある断面をどう生かしていくか、その限られた予算の中でやっていこうとするところだと、これが一番経済的で、なおかつ効果の高いものといふことで、させていただきます。

村上悦夫委員

そうすると、去年の台風12号のような集中豪雨的な豪雨が発生した場合は、この状況は解決できないというような話でしたけど、今そっちのほうは解決できない、この状態は続きますよということですか。どうなんですか。

伊藤都市整備部長

今、下流側で整備を朝明新川はしておるわけなんですけれども、抜本的に解決しようと思うと、あの断面をこちらのほうまで持ってこなければなりません。ただし、それをする

のにまだ四、五年かかってしまいます。その間こちら辺が水についておいてもいいのかということではございませんので、今できる中で努力していこうということで、この底張りという案を考えました。

以上でございます。

村上悦夫委員

そうすると、もう既にでき上がった朝明川の放流口の断面というのはもういじれないから、それに向かって最大限努力していくという方法ですね。当初、放流口を設計するに当たって、こういう状況は過去にもあったわけですので、その断面の計画をしたときに少し誤りがあるというか、もう少し断面を大きく掘っておけば解決できたということになるんですか。もうでき上がったから仕方ないから、それに向かってということに。

稲垣河川排水課長

失礼します。今この場所は、八郷日永線よりも上流側になるんですが、ここはもともとこの大鐘あるいは北山、いわゆる下野地区の朝明川より北側の流域の農業用の排水路であったというものです。それを準用河川という指定をさせていただいて、河川で今整備をしとるわけですが、八郷日永線より下流については、順次、朝明川の合流点から整備を進めていきます。これはこれで、当然整備を進めます。あわせて、今その上流、まだ整備に至らない上流側の改修、いわゆるネック点的なものをどう改修していこうかということでのこの整備と考えていただければありがたいと思います。

村上悦夫委員

そうしますと、これは現状から少しは解決するけど、まだ完全にはできないということになると、これは今回の予算と関係ないんですが、道路冠水というのはしょっちゅう起こるということになりますので、別の議題のときに話し合いたいと思いますけど、道路のかさ上げとかという問題も、それも準じて考えていかないと解決しないということになりますので、あわせて産業道路として最近位置づけていただいている萱生川の改修と道路整備の問題も、同じような論点から考えていっていただきたいと思います。一応、今のところはわかりましたので。

竹野兼主委員

そうすると、今村上委員が言われたみたいに、これは河川ですけど、雨水排水の計画の中に入ってくるということなんですかね、今の部分で言うと。村上委員が言われた、根本的な対策というのは、雨水の対策ではない。さっきも言った河川の部分。

稲垣河川排水課長

今竹野委員が言われたのは多分、下水道のいわば整備という意味かなと思うんですが、あくまでも朝明新川については河川の整備ということで、下流側も上流側もやっていくという考えであります。

竹野兼主委員

僕が聞きたかったのは、村上委員が言われる、根本的な対策が必要だよなという、また違う形で場面でお話をさせてもらうという話をされたので、そういう部分でいうと、この河川対策じゃなくて雨水対策かなとちょっと思ったので、ちょっと聞きました。いいです。

三平良一委員

道路照明灯について、管理点検のことが書いてあるけれども、これまで定期的にその点検というのはやっていないの。

石田道路整備課長

道路整備課石田です。

通常、パトロールの中で、ふぐあいといいますか、当然市民の方からもいろいろな情報をいただいて、うちのほうは修繕もさせていただき、そういった形で健全度も見させてはいただいているのですけれども、3500本ある中で、私どもも今までにデータ化をしてきていまして、台帳管理もさせていただいております。ただ、3500本にいくまでには、相当長い年月の中で道路照明灯も建ててきておりますので、データ化するまでの間の今持っている部分が、緊急で直したり何かするとき、きちんと台帳管理が全てできているかというところで、直しに行ったときにふぐあいがあったりとか、そういった部分が散見されるようになってきました。今回、そういったデータ化を適正にするという部分で、改めて今の現状の部分を再チェックさせていただくと、足元等によく腐食等で穴があいて、いきな

り倒れるというような事故もあってはなりませんもので、そういったものを含めまして、今回新たに3500本の部分をもう一度再チェックして、データの適正な管理、それから現状の健全度も調査をさせていただきたいということでこの予算を計上させていただいております。

三平良一委員

改めて照明灯もやるというんやけど、今も言われたように、ハローワークでという話やけど、あなた方みたいな専門性のある人がやってもらうのであればわかるんやけど、これで大丈夫かなという気がするんですが、その辺はいかがですか。

石田道路整備課長

今、募集をかけさせていただく条件としまして、やはり電気の関係にお強い方でないとなかなかわからないと。うちのほうの今のデータを見ていただいても、それすらわからないということでは困りますもので、そういった電気の資格を持った方を募集させていただこうと考えております。

三平良一委員

わかりました。それから、いいですか。台風とか集中豪雨で復旧工事をやられるんですが、これは市単でやるわけだけど、国がやる場合の基準というのを教えてほしいやけど。

それから、一般財源、一般財源、市債というのもありますわね。これは、どういうふうなときにその市債になるのかという、一般財源と市債を使うというときの区別というか、どうしてこれは市債なのか。前の二つは一般財源やないですか。

石田道路整備課長

資料4ページで道路維持修繕費でございます。これは、ことしの6月19日の台風4号ということで、写真もつけさせていただいておりますけれども、まず国債に採択するときについて、事業費は60万円以上、それから時間降雨量が20mm以上もしくは降り始めてから降り終わるまでの部分が総量で80mm以上というような条件がまず国債、国の補助を受けてする場合の一つの採択基準の前提条件になってまいります。私ども、この部分でございますが、3000万円を要求させていただいておりますけれども、この西日野13号線、写真に載せ

させていただいておりますところで、おおむね1000万円の工事費として考えております。

その先ほどの前提条件でございますけれども、それをした上で、まず一つは、今の現状の破砕した施設というのが、当然道路施設としてもともとから健全な状態であったものが、予期せぬ雨、一定の雨以上のものをもらって被災したのか、もともとの構造物に原因があったのか、なかったのかというのも、採択を受ける場合に大きな一つの採択条件になってまいります。それと、査定を受ける、国の補助を受けるときには、現状はある程度の応急的な復旧できちんと現状を見て、うちのほうがこういうふうな形で直させていただきたいということで予算の計画を立てて、それを国から来た査定官に見ていただいて、工法、それから事業費の適正化というところで査定を受けて、金額が決まってまいります。それをしようしますと、復旧までの間はそういった作業で一定の期間がどうしても本復旧に入る前に現状のまま放置しておかなければならないというようなところもございます。

今回この西日野13号線は、先ほど1000万円ほどかかるという中で、先行して、もう先にさせていただいたというところにつきましては、この写真を2枚、下につけております。まず左側の写真で、崩れたところの下の部分に落ちた土が残っておりますけれども、この道自身が、実はもとの道路の土地というのが全て民地でございます。昔から集落の皆さんが自分たちの土地を提供して道路として使っていたところを、後から市道認定をさせていただいて、今表面管理は市のほうがしておりますけれども、この写真で見ていただくように、落ちたところについては、現状がこういった丸い玉石の部分はずっと積み重ねたような形でのり面を覆っておりました。それが、背後の水が回って、表面だけ欠落したような形になって、被災を受けたわけですけれども、まず先ほど言いました、道路構造物としてきちっとした一定の強度なり、そういったものを持っていた保護材であったのかということで、直していく中では、今現在強いものにしていくとなると、改修の要素が非常に高い。

それと、時間的な部分で、これは小学校への進入口でございました。6月に被災を受けてから、何とか8月までの夏休みまでに復旧をしてここを通りたいという思いもございましたもので、こういった形で私どもは、1000万円かかる予算でございましたけれども、既決の予算の中で何とか先にしたいということで、既存の予算の中でもう復旧にはかからせていただいて、実は今予算を上げさせていただいておりますけれども、夏休み明けにはきちっとした大きなブロックで積み上げて、もう道として、また小学校に通うお子様たちには通学をしていただいておりますということで、もう9月の第2週目からは通っていただける

ような形にさせていただいております。

それは既決の予算というのは、本来、いろいろな形で道路が壊れたり、そういった部分に緊急的に直しに行く予算を持っておりましたもので、それを当て込んで、先に緊急概算という形で処置はさせていただきましたけれども、本来そういった予算を持っていないところを先に使わせていただきましたもので、今回補正として上げさせていただきます。

それと、市内ほか、市内一円ということで3000万円でございますけれども、この台風の影響によって市内34カ所で非常に細かいところでいろいろな部分の部分的な修繕とか、そういったものがございましたもので、総額3000万円。1件あたりは大体50万円程度ぐらいの修繕を積み重ねていって、そういう金額になっておるといところでございます。

稲垣河川排水課長

引き続き、資料6ページの河川等維持修繕費について説明させていただきます。

こちらは、今、国の災害査定にのるかどうかというところの前提条件については、先ほど道路整備課長がお話しさせていただいたとおりでございます。

三平良一委員

よくわからない。

稲垣河川排水課長

河川の場合、今回この対象物件がいずれも小規模な修繕工事になると。先ほどは一件当たり60万円という数字なんですけど、そこに満たないようないわゆる小規模工事になるということで、それらを幾つか上げさせていただいているものをまとめさせていただいて1000万円になるというものでございます。ということで、こちらについては単独で行いたいということになります。

今、写真もつけさせていただいておりますけれども、いわゆる護岸の裏側の陥没の穴埋めをするであるとか、川の中の川床が下がったので、そこにいわゆる石かごを並べるわけですけれども、それも数十万でできる工事ということで、いずれも国の災害査定にのらないような物件であるといところで、市単独での修繕を行いたいという部分です。

それと、財源のお話ですけれども、この維持管理費に修繕費は当たるわけですけれども、

それについては基本的に100%市費になります。

それともう一点、河川のほうは7ページで河川等改良事業と上げさせていただいておりますけれども、こちらのほうには市債を上げさせていただいておりますが、いわゆる河川の改良事業については、その事業の95%については市債を充当できるということがありますので、それを充当させていただいたということです。そして、道路整備につきましても同じように、こちらについては維持修繕ということですので、一般市費で賄うという形になっております。

三平良一委員

よくわかりましたけど、その前段で、そうすると緊急にやらんならんでというところはよくわかるんやけど、その以前の道路が道路としての条件を満たしていなかったわけ。私の土地やとか。

石田道路整備課長

先ほどちょっとお話しさせていただきましたのは、そういった玉石で積まれた部分でのり面が保護されていたもので、非常にもとからそういった崩れやすいような構造物であったと。それを、査定を受けるときに、今度は大きなブロックとして改良して積まなければならないと。そうすると、今の災害というのは、原形復旧というのが原則でございますので、大きな改良になるということで、その時点でも査定で全てそれを認めていただけるとかというのが非常に疑問のところではあったということでございます。

三平良一委員

そうすると、不適切な道路やったんや。それで、こんなところは市内にようけあるのかな。

石田道路整備課長

不適切といいますか、過去からそういった皆さんが道として、過去からもう本当に一集落の中の道として、皆さんが土地を出し合って、それも道普請の中でつくられた道路というのは、極端にここまで大きなのりがある部分は別としまして、そういった部分の道というのは市内にもたくさんあると思います。

三平良一委員

そんなのを把握してみえるんですか。

石田道路整備課長

100%ではないですけれども、通常、先ほどのそういったところにつきましては、この部分につきましても、個人さんの所有地ということで、今、学校の通学路として使ってみえますので、借地契約を教育委員会のほうで個人さんとしていただいておりますので、そういうところから、私道の道ですけれども、表面をそういった借地契約をしていただくことによって、皆さんが通っていただくような形として市道認定もさせていただいて表面管理をさせていただいておりますけれども、そういう借地契約というところの部分の道については、契約をしておりますので、把握はさせていただいていると思っております。

三平良一委員

災害が起こったら、こんなところは数多く被害を受けるというのは予想されるので、減災の意味からもきっちりしてほしいな。こんなところが弱いわけでしょう。

石田道路整備課長

そうですね。急傾斜地とか、そういった部分のところでの……。

三平良一委員

そうやってアプローチもして。

石田道路整備課長

はい、そういうところもございます。減災という部分で、市内一円、いろいろな危険な箇所というのはまだまだございますけれども、減災という部分で、地域の方からのそういった情報とか、そういう部分で私どもは確認させていただいて、それが減災につながる部分であれば、そういった部分での取り組みもさせていただきたいなというふうには思っております。

三平良一委員

お願いします。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

道路をつくったときに、間知ブロックで積んでもらうやないですか、よく。あの財産は誰が管理して、誰のものなの。道路とかをつくったり、掘り込んで掘り割りをしてくわな、例えば。そこで間知ブロックを積むわな。この間知ブロックというのは誰のものなの。所有は土地のもの。市がつくるんやろうけど、道路をつくっていったときにその間知ブロックを積むと、これを勝手に壊したりしとるよな。あれは許可が要るのか、許可なしでええのか。誰の財産になるのかなと思って。あの辺のルールというのは決まっておらへんの。

石田道路整備課長

原則的にのり、道路があって、上のり、その道路を支える下のりというふうにあると思います。その道路を支えるための下のりという原則のお話でいきますと、そののりの部分がないとその道路自身が保持ができませんので、通常、下のりの部分については道路の施設としていただくと。開発等で新たにできた部分のそういった上のりの部分については、例えばそれは開発者さんで持っていただくとか、個人さんで持っていただくという場合もございます。それと、掘り割りをして新たに道をつくっていく場合、山なんかを切り開いて、それは当然その高さで縦断設定ができないと、できない部分についてはその掘り割りをする、本当は上のりの部分も加工が伴いますもので、そこまで用地処理をして、道路の施設として買わせていただいた中で工事をさせていただくというようなケースが、一般的に新たに道の中へ大きな道をつくっていく場合です。当然、上のりも下のりも道路に必要なものということで、用地買収の対象にしてつくっていくというのが原則させていただいておる方法だと思えます。

川村幸康委員

そうすると、道路があって、間知ブロックでざっと積むわな。個人さんというか、行政が積むわね、道路をつくっていくときに。そうすると、こっちとこっちと個人の土地、所有者が違うとするわな。これを壊されるとこれも壊れてくるというので、これを壊されると困る場合もあるわな、構造上。そういう場合の決め事というのではないような気がするもので。

(発言する者あり)

川村幸康委員

いやいや。例えば、下のりというのは、上のりなんやろ、両方とも。道路があるわな、こうやって間知ブロックで、例えば間知ブロックは3段しか積まんとすると、5段積むところと、10段積むところというのもあるわさ、もともとの地形によって。そうすると、3段、5段のところを自分で勝手に壊す人がおるわ。壊してしまう人が、自分の道路で、そこを車でも乗り入れようかなと思って間知ブロックを壊す人がおるわ。そうすると、ここはええやろうけど、ここやこの上のほうの人らの間知ブロックがずってくるわな。構造上も怖いわな。下がなくなるんやから。だけど、今それはほとんど決め事がないやろ。だから、道路をつくったときに、今も言うみたいに、下はわかるのやけど、上に関してはほとんど決めないもんで、今後の課題なのかなと思って。こんな勝手にしたら、市役所の税金でやっておるのに、勝手に間知ブロックを壊してええのかなと思って。

館都市整備部理事

先ほど道路整備課長が説明しましたのは、新たに道路をつくっていくときは通常、上のりであろうと下のりであろうと、現状の地形を壊して行って道路をつくりますので、そこまで用地買収をして、いじるところまで、原則ですね。こうのり面がたくさんできる。そののり面の上端部分までは用地買収をする。あるいは、下にのりをつくっていく、要するにのり面の一番下端のところまで用地買収をして、そこまで全部公共のものとしていくということで、新しい道路は原則そうやってしてございます。今、ただ、委員がおっしゃられたのは、既存の道路などで道路があるけど、その横にのり面があって、これが民地の場合に、当然そののり面をつくるためにブロックを壊したりということがあり得るので、この場合は基本的に建築基準法とか、開発の場合には開発の基準とか、そういったものに

合った形で出てくればそういう形にしていくんですが、それに入らない場合があるわけです。建築基準法上のチェックも要らない、あるいは開発にも当たらないというときは、あとはもうこれは、今まさにおっしゃるように、ある意味どこにも基準がない場合があるんです。乗り入れだけの確保とか、そんなものです。そこは一つの課題ではありますが、今のところ何とも、もしそれで民・民の間で何か問題があると、民・民の中での解決をしていただかなければならんことになってしまうんです。そこは一つ法のないところがありまして、擁壁の場合は2 m以上、建築基準法上の擁壁の審査が要るのは2 m以上ののり面ということになっております。それ以下ですと、任意につくれるというか、任意と言うとおかしいですが、一定の基準、あるいはこうしたものには許可とか確認とかというのは要らないというのが現状です。

石田道路整備課長

ちょっと私の説明が足りずに申しわけありませんでした。

下のりは当然、先ほども言いましたように、道路を支えるために必要なものと。それをしていく中で、上のりについては、例えば民地の場合、所有者の方に、将来的な土地利用も含めた中で工事をさせていただく中で、工事同意を得てさせていただく。ただ、権利関係はそのまま個人さんが持ったまま、工事同意の中で、民地の中で協力していただいた中で構造物をつくらせていただくというケースもあろうと思いますが、そういったときにつきましては、その方の将来的な土地利用ということでいらわせていただきますけれども、その構造体については、個人さんの財産の中へ入って行って、管理もさせていただくというケースもあろうと思います。

川村幸康委員

具体的にイメージを抱きやすいんで言うんやけど、旧の同和対策事業でつくったところの道路ののり面があるやん、上屋が。あそこなんかもう30年以上たって、クラックが入ったり、壊れてきたりするときに、個人の民地やでといっても、個人でよう直さんようなことが多く起こってきとるわけや。

それから、逆に言うと、ちょこっとつくったけど、もうあってもなくてもええといって壊してしまうんやけど、自分でガーンとコンクリートを壊すやつで壊したんやけど、その上がずってきたという話はようあるんや。そうすると、この間も道路はあるんやけど、そ

ここには何も無いんや、決めが。それから、旧の同和対策で積み上げたようなやつとか、急傾斜地で災害復旧のための積み上げたところ、それは一般の地域でもあるんやわ。間知ブロックを積んだと。ところが、それがまたずってきたり、壊れてきたりするけど、行政がやったんやけどようもたんというところはどこの管理に置かれるのか。

だから、原則でいうと、個人さんに返しますというけども、緊急災害復旧でやったけども、壊れてきたやつはどうしてくれるのか、旧の対策事業でやって、小牧なんかは恐ろしいほど高く積んであるやん。道路からめっちゃめっちゃに高く、10m以上あるやん。5mぐらいあらへん、あれ、一番ひどいところ、入り口で高いところやと。それから、中へ入っていく道でもあるわさ、3、4mという間知が。あれなんかクラックが入ってきると聞くんやけど、そうすると道路整備課じゃないんよな、あれ。かというて、あれがもし崩れてきたら危ないわなと思うと、どこでどうやって管理とあれをするのが課題になっとんのさ、今な。多分行政も気づいておると思うんやけど、全く、今言われるように、わかっちゃいるけど、何も手をつけておらへんということなんやわ。それではあかんで、何か考え方、一定の物差しをつくって決めやんと。例えば、法律がなくなって、旧法のやつはどうするとか、それから今の道路の構造上著しく危険を及ぼすものはどうするのかとか、そういう考え方を少しつくり出さんとあかんのかなと思うて。

これでもそうやね。災害復旧をこうやってやるでええんや、緊急に。これは下地の地盤だけど、あれは上地でもあるわさ、崩れてきた場合、緊急にもう間知ブロックを積む。だけど、そうすると、その後の管理は誰やというのがないんやもん、これ。今度壊れてきたら個人で直すんやでという話の世界やろ。それはないなと思うて。だから、つくるところはええけど、この何年か、50年後にはそんな議論になるんやわな、多分。そこは少し考えておかんと。特に維持補修の場合に、役所側からすると、善意でやったんでええやないかという話やけど、その後の管理が。ちょうど同和対策が40年たって、ほとんどそんなところばかり出てきたんやわな。道路で下屋と言うけど、家の建っておるところから見たら上屋であるしな。わかる、意味。あんたらの言うのは当たらんやに。石田さんは言うてるけど、上屋か下屋かとわからんようなところは同和対策事業でやったのが多いよ。家の人から見たら上屋になるし、その上の人から見たら下屋になるしな。本当にそれを役所がやるのかという話にもならんし、今、決めがないんやわ。だから、すぐ今答えられんでも、何らかの形でそれは次の議会ぐらいまでに答えを出してきてよ。困ってますんやわと言うただけでは済まん話やでさ。声として上がっとるわけやでな。

諸岡 覚委員長

今ご意見がありましたけれども、この補正予算と直接的に関係あるかということ、ちょっと外れる部分もあるのかなと思います。ただ、問題提起としては鋭い指摘でもあろうかと思いますが、また別途この問題につきましては時間をとりまして、それが休会中の調査になるのか、所管事務調査になるのかはわかりませんが、そういった場をつくらせていただくということで、一旦この時間からはその議論を外させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

川村幸康委員

結構です。ただ、ほとんど道路の維持修繕をするときに、道路を守るためにやってきて、結局民地で道路を維持修繕するところがあるんやわ。その場合は、維持修繕まではみんな地権者は言わんけども、その修繕をしてもらうときにな、その後の管理は全然手つかずなんやわ。だから、一方でそれはずっと抜け落ちとったことやで、これでも多分そうなん違うの。公共の用地ばかり。民地もあるのやろ。違うの。あらへんの。

石田道路整備課長

4ページで上げさせていただいておる部分は、西日野13号線につきましては、先ほど言いましたように、底地は民地ですけれども、借地契約をして道路として管理をさせていただいています。そのほかの部分、市内で30件を超える部分の被災を受けたところにつきましては、道路の全て、官地の中でののり面とか、そういった部分でございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

(なし)

諸岡 覚委員長

では、そういうふうに、また後日改めて時間をとりたいと思います。
他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 党委員長

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

討論なしと認め、採決に移ります。

議案第78号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費について、一括して採決を行います。

本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第78号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

休憩をとります。再開を2時15分といたします。

14 : 02 休憩

14 : 16 再開

議案第80号 四日市市営住宅等整備基準条例の制定について

議案第81号 四日市市営住宅条例の一部改正について

議案第82号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について

諸岡 覚委員長

それでは、定刻を過ぎましたので、若干おそろいでない方もいらっしゃいますが、先に進めさせていただきます。

ここからは付託議案ということで、まずは議案第80号四日市市営住宅等整備基準条例の制定について、議案第81号四日市市営住宅条例の一部改正について、議案第82号四日市市再開発住宅条例の一部改正についてを一括議題といたします。

まずご説明をいただきますが、前段同様、前回の説明と重複しない程度に、補足の説明があれば、あるいは追加資料があれば、その説明にとどめていただきますようお願いいたします。

では、説明をお願いします。

伊藤都市整備部長

本件につきましては、一括法の関係で条例を改正させていただくもので、議案聴取会のごときにご説明した内容と変わっておりません。及び追加資料等もご用意をいたしております。そのままでございます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございます。

では、ご質疑ございます方は、挙手の上ご発言ください。

(なし)

諸岡 党委員長

質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に移ります。

討論はございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

討論なしと認め、採決に移ります。

これは個別に採決をさせていただきます。

まず議案第80号四日市市営住宅等整備基準条例の制定について、本件を可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第80号四日市市営住宅等整備基準条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

議案第81号四日市市営住宅条例の一部改正について、本件を可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

〔以上の経過により、議案第81号四日市市営住宅条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

諸岡 覚委員長

議案第82号四日市市再開発住宅条例の一部改正について、本件を可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

〔以上の経過により、議案第82号四日市市再開発住宅条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

議案第85号 工事請負契約の締結について

諸岡 覚委員長

続きまして、議案第85号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

補足説明がございましたら、お願いいたします。

ちょっとお待ちください。今、資料を配付させていただいております。

では、追加資料の説明を含め、補足説明がございましたら、お願いいたします。

沢田市営住宅課長

市営住宅課の沢田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどお手元へお配りさせていただきました追加の追加資料ということで、申しわけございません。入札状況についての資料を配付させていただいております。これについては、後ほど営繕工務課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは、都市・環境常任委員会資料6ページをお願いしたいと思います。議案第85号工事請負契約の締結につきましては、前回、議案聴取会でご説明させていただいておりますが、一部補足説明をさせていただきます。

曙町市営住宅建替工事の建築工事でございますが、契約金額4億8667万5000円で大宗建設が落札いたしております。

次に、給湯設備に係る熱源方式につきまして、さきの協議会、所管事務調査等においていろいろとご議論いただいてまいりましたが、本契約案件ではガス給湯方式での対応としており、加えて将来の機器更新の際、その時点でのエネルギー状況に対応できるよう、議決されました当初予算の範囲内で電気給湯器が設置可能な設計での契約といたしております。

私からの説明は以上ですが、続きまして、先ほどお配りしました資料に基づきまして、入札状況について営繕工務課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

坂口営繕工務課長

営繕工務課坂口でございます。よろしく願いいたします。

先ほど委員のお手元のほうに配付させていただきました平成24年8月定例会議会平成24年9月都市・環境常任委員会追加資料都市整備部の資料をごらんください。

まず、めくっていただきますと、1ページ目でございますが、今回この資料は曙町市営住宅建替工事（建築工事）における入札結果についての資料でございます。では、ご説明させていただきます。

今回の入札方法につきましては、一般競争入札の総合評価方式簡易型で実施いたしました。それで、この入札の結果、低入札価格調査基準価格を下回った入札がございまして、低入札価格調査の対象となったところでございます。この調査の結果、第1・第2順位者がともに、見積内訳書で示した共通仮設費が基準価格を下回っておりましたため、失格となったところでございます。それで、第3順位者は入札額が低入札価格調査基準価格を上回っていたため、落札となりました。先ほど沢田課長のほうからあった大宗建設に落札したところでございます。

下のフロー図につきましては、総合評価方式における調査の手順をあらわしたものでございます。まず最初の括弧書きの入札公告のほうですが、まずこちらのほうで、低入札

価格調査基準価格の設定、失格基準価格の設定というのを設定しております。この時点ではこの ・ の価格は非公表でございます。それで、その後、入札執行が行われました。こちらにおきましては、評価値による順位づけをしております。これの評価値の高いものから順番に、第1、第2順位というところで順位者を決定しております。

その下の網かけ部分でございますが、こちらのほうは、 というのは、失格の基準価格を設けておりますので、もしこれ未満の入札額の入札があれば、この時点で失格基準価格を下回っているということから失格ということになります。

それで今回は、そちらの右のほうの実線の下ですが、まず第1順位者、これは評価値が高いところの参加業者でございますが、こちらのほうが入札額が上の 低入札価格の基準価格未満でして、なおかつ失格基準価格以上だということの範囲に入っておりましたので、総合評価方式の規定により、この第1順位者は低入札価格調査という形となりました。その低入札価格調査を行ったところ、その下の括弧書きの 見積内訳書の判断基準という基準がございます。この中の基準にこの共通仮設費が下回っていたというところで不適合ということで、右下の失格ということになりました。

順次、次の第2順位者もそういった形で調査いたしまして、第2順位者も失格となったところでございます。

2ページ目には、このフロー図を数字であらわした表を記載しております。まず2ページの2の表は、それぞれの基準価格の金額及び算定式を記載したものでございます。ここで、先ほど申しました低入札価格調査の実施となったという基準の価格は、 低入札価格調査の基準価格4億6350万円を下回っております。 の失格基準価格の4億898万円以上でございましたので、ここの範囲に入っていたということで、低入札価格調査に入ったところでございます。

また、3番の表でございますが、こちらの表は、入札結果の入札金額評価値入札結果及び低入札価格調査における の見積内訳書の判断基準価格及び判断基準率というのを記載しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

諸岡 覚委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑に移ります。ご質疑ございます方は挙手の上ご発言ください。

川村幸康委員

これでいくと、多分、低入札価格基準というのが要はベスト単価ということになるわけ。文言はわかるけれども、要は、ベストとは限らんけど、そういうことやねということの、だから前まで言うところの、ようくじでびしゃっと当たるところの最低制限価格と一緒になんやろ、呼び方が変わっただけで。違うんかな。これはまた幅ができた。どういうことかな。

館都市整備部理事

いわゆる、これより下回ったら失格だというのは、実はこの4億898万円のほうです。これ以下やったら、もうまず、もともと失格です。ですから、評価もしないということですね。この4億898万円と4億6350万円の間ですと、その低入札の調査をしに行くという規定になっておりまして、実際にその内訳書を見たり、もしそれが、内訳書のこの下にありますが、それぞれ、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費とございますけど、これが判断基準の73.5%、70%、70%、73%とございますが、この一番右の数字、これを全部上回っておれば、まずはこれはクリアするわけです。ただ、この2社はこの金額を実は共通仮設費のところを下回ってしまっておったものですから、そこで失格になってしまったと。上回っておれば、また再度、今度は手持ち工事がどれだけあるかとか、そんなのの調査に行くということで手続に行くのですが、そこへ至る前に、ここで数字で内訳の中で下回ってしまっておったので、失格となってしまったということです。ですから、金額でベストかというのは、可能性としては4億898万円まであるわけです、可能性としては。そういったことです。

川村幸康委員

たまたまなのか。低入札価格調査基準価格にぴっしゃりこの落札事業者が当たったのは、たまたま当たったということ。

(「積算能力が高かった」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

積算能力が高かったんやな。よっぽどやね。

入札で今よう問題になっとるような、あれが当たってくるようなことになっとるの、これは。ちゃんとやれば、この4億6350万円は当てていた。

諸岡 覚委員長

一般論で、そういうソフトがあって、建築土木関係者は大概そのソフトを持つとという話もありますけれども、そういうことも含めてご答弁ください。

秋葉都市整備部理事

先ほどのご質問ですけれども、この工事も、この の低入札価格調査基準価格というのは、一般競争入札でいいます失格基準価格、この基準はほとんどの工事、土木工事等どこへみんな張りついてきているという状況を示している価格でございます。ですから、今回この建築工事単独でございますので、土木と同じように、ここへ張りつく可能性もなきにしもあらずと考えられます。

川村幸康委員

そうすると、ダンピングをなくすためにこういう予防策を張ったということなんやけど、この間調達のほうでも、今はもう入札しとっても競争にならん。くじ引き、くじ運やというものを解決しようという方向の中では、この総合評価方式というのはやっぱり有用やと見とるんか、どういう考え方をとるんかなと思うて。結局それを受けて見とると当ててるやろで、プロやろで。という気がするのも、意見として言わせてもらおうと、委員会閉会中も議論しとったその様式の件なんやけど、結果的に行政がそういうふうなことをするという事は、今後も含めてずっとやっていかざるを得んようなことにかじを切ったと見るんやけど、その説明はどう誰が責任をとるのかなと思って。

だから、予算の原則はやっぱりベスト。予算の原則というのは、一番安く効果的なあれが上がるよなということ、二重なり、いろいろな無駄がないよなということ、予算の原則論なんよな。役所の中の裁量があるとしても、そこが予算の範囲内で少々上がるくらいやったらええという発想が出てくると、もともとの原則を崩しとるような気がするのな。そこへもって、プロセスと内容も、市営住宅に電気とガスの併用式を用いたというのは、これは責任があると思うんやわ。それは一体誰がどんなふうな形で責任をとって、今

後の住宅施策にも方向性をつくり出してしまたわけやでな、誰の責任なのかを明確にせんと、みんなで決めて、議会でもこれは賛同して、議会で議決しましたのでは私はどうもならないので、今後は全部市営住宅はダブル方式でやっていきますと、全国的にも恥ずかしいやり方やでな、それをよろしく願いますと。議会がやれと言って変えたんならわかるけど、何も言ってもおらへんのに、勝手に行政側のほうでダブル方式に決めたわけやでな。これはやっぱり明確に、誰の責任でどうしたかということだけは、議会からは意見は出たおったかしらんけど、判断したのは行政側なんやで、これ。誰の責任かというのを明確にしていきたい。

伊藤都市整備部長

私どもとしては、お認めいただいた予算の中でできる限り、今回の場合には入居者の方に楽をしていただきたい、入居者の方の利便性を上げていきたいという思いが一つございます。その中で、限られた予算の中でそういうふうに工夫をしていきたいと思っておりますけれども、今回の場合、誰に責任があるんだというところでございますけれども、四日市市として判断をしたというのが一つでございますけれども、私ども都市整備部が発注をいたしております。責任と言われれば、私ども、私になると思っておりますけれども、これが私どもの努力であると私は思っております。

川村幸康委員

伊藤部長自身は、断固として認めてなかったと思うんやわ。委員会のこの場でも公式に、ガスやと言いつつたやないですか。そのあなたに責任があるとは思えんのやわ。

もう一つは、努力じゃないやん。努力なら、一つにする努力せなあかんのと違う。結論を先送りしたんと違うかなと思うんやわ。

それで、何年後かにはエネルギー源を変える余地を残す中で、機器更新せなあかんのやったら、電気に、相当な費用は発生する余地は残したわけやでな。その責任は誰がとるの。

そして、利便性を高めたと言うけど、その分の費用負担は幾らアップされて、家賃としては幾らそれを乗せなあかんのやな、利便性係数には。ガスと電気の両方とも使えるというので、ガス単独よりも利便性は高まるわけやろ、今言われたとおり。だから、一体幾ら家賃としては上がるの。それから10年後には幾ら税金を投入せざるを得んような形になる

余地を残すわけやで。ガス単独ならそんなことあらへんのやで。そこの数字だけはちょっとちゃんと出して。その中で議決をしたいと思う。

諸岡 覚委員長

今の2点、主に2点ですが、今回のことで家賃設定に何らかの変化が生じるのか、そしてまた今後ガスに変えるあるいは電気に変えるというときの追加のお金が、10年後、15年後かわかりませんが、その試算というのはしているのか、しているとしたら幾らぐらいかというところをご説明いただけますか。

川村幸康委員

70万円ぐらいやったと思うよ。60万円とか。

館都市整備部理事

2月議会にお示ししておったときの資料としましては、オール電化にすると1戸当たり70万円ぐらいで、ガスですと15万円程度ということで、差額分としては55万円、1戸当たり、電気に変えた場合には費用がかかります。それがこれまでお出しした資料でございます。

それからもう一点が……。

諸岡 覚委員長

家賃に反映されるのかどうかです。

館都市整備部理事

家賃は同程度だと思います。

川村幸康委員

いや、違うはずやで。大瀬古新町のときに違ったもの。

諸岡 覚委員長

出ますか、数字は。

館都市整備部理事

ちょっと待ってください。

諸岡 覚委員長

では、それを調べておいてください、後ろのほうで。

川村幸康委員

それはある程度明確に書面を出して、きちんと足跡を残しといて。

それと、やっぱり部長じゃないと思うな。副市長の責任を問わなあかんと思うとるよ。あなたがおったときはずっと拒み続けとったんが、副市長がそうやって言うたんやで。それで一変してあなたが変わったという判断や。紛れもない事実や。

諸岡 覚委員長

このあたりの議論につきましては、以前の休会中調査でしたか、所管事務調査でしたかで時間をとって、当時の議事録も資料で見まして議論をしたところでございます。その上で、そのときの調査のときには、当委員会で何らかの結論を出すということはせずに、きょうの議論をしっかりと踏まえた上で今後の参考にしてください、そういったまとめ方にしておりましてけれども、今回こうやって予算として提案されてきたという部分で、そのロジックの説明の部分で、ちょっとどうなのかと、そういうご指摘であります。明確にこの当時、当初はガス一本だったものを両備えで設計をして見直したというところのロジックを、もう一度その大義という部分を部長のほうからご説明をいただけますでしょうか。

伊藤都市整備部長

当初、予算説明のときでございますけれども、東日本の大震災、特に福島原発の事故があって計画停電というものがございましたものですから、私どもとしては、一旦ガスでエネルギー源にしたいというご説明を申し上げました。しかしながら、エネルギーというのはこれから将来どうなるかわからないというようなご指摘もいただいた中で、私どもとしては、限られた予算の中、お認めいただいた予算の中で、どれだけ工夫できるかわからないけれども、工夫できるところは頑張りますというお返事を私もさせていただきますし

た。その中で考えたのが、ガス給湯で整備をするわけなんですけれども、後ほど電気なんかでも使えるように、例えばコンクリートの鉄筋をふやすとか、そういう工夫をさせていただいているというふうなところでございます。

責任がどうのこうのということであれば、先ほど言いましたように、組織として判断をいたしておるというところでございますので、組織、私ども都市整備部でございますけれども、責任ということであれば、私にあると思っております。

諸岡 覚委員長

今のご説明の中で、エネルギー供給がどうなるかわからないということでしたけれども、それはいつの時代であっても、例えばまきがエネルギーの一番の時代であったときもあったけれども、気がついたら電気が出たり、石油が出たり。それはこれから何年たとうが、100年たっても、きっとエネルギーは必ず安定するという時代は来ないかと思えます。それを踏まえると、本市としては、いつでもいろいろな方面にいけるように、予算の許す限り可能な範囲、多様なエネルギー供給に備えられる施設をつくるべきであると、そういう判断をしたと思えますけれども、それが今後のいろいろな施設、市営住宅に限らず、四日市市の施設においてベーシックなものの考え方になっていくということによろしいですね。

伊藤都市整備部長

ことしと来年、例えば1年で意見が変わる、状況が変わるといえるものではございませんでしょうけれども、5年、10年単位で考えるときに、私どもとしては、その時点その時点、将来的に考えられるエネルギー需要に柔軟に対応できるようなことを考えていかなければいけないと、今回改めてそういうふうに判断をしたわけでございます。

川村幸康委員

だから、休会中調査にも言ったのは、そのときにより可能性が広がるでええやないかということと、現実にかんがえたときにやで、そうしたらこれから市があらゆるものを建てていくのに、市営住宅も含めてやで、ガスと電気の両方のエネルギーを設定しながらやるというのは、今の時点でも、10年後でも俺は考えられんと思うとのさ。一本なのさ。PFIで認めた大瀬古新町のときは、PFIでガスも電気も変わらんでという中で、総枠で、民間努力で、そやで電化でもという話は言っただけでな、どう見たってそれは詭弁やわ。そ

れやったら、これから学校建設やらその他の公共施設に行くときでも、ガスと電気と両方とも用意するのか。しゃへんやろ。だけど、これがもう基準になってしまうということは、今回限りだけ勘弁してくださいって誰か頭を下げやんと、副市長ぐらいが、ミスでしたという話じゃなくても、これがもう前例になるもん。何でせんのやと突かれたら、もう誰も答えられへんや。その都度その都度、それでもガスか電気の優位性というのは今でもはかれやんのに、今後もはかれへんや。これはあんたらのミス判断やさ、行政の。だけど、ミスと認めんのであれば、今回限りというようなことを誰かが述べやなしゃあないやろ、あんたらのところで。違う。そのほうが俺はこれからまだ高くつくと思うとると言うだけで。

諸岡 覚委員長

確認しますが、今回限りということですか。それとも、当分の間はこの考え方にに基づいて施設をつくっていくということですか、全般的に。

伊藤都市整備部長

先ほど申しましたように、ことしの方針が来年にすぐ変わるというものではございません。大体エネルギー需要というのはことしも来年も一緒だろうということになりますと、考え方はそこでは踏襲されますが、5年、10年たってきたときにどういうふうになら変わるのかということがございますものですから、今回限りということではなく、そのときそのときの状況判断をしていかざるを得ないというふうなことでございます。

諸岡 覚委員長

そのときそのときの判断と今回限りとで何が違うんですか。

館都市整備部理事

7月9日の2回目の所管事務調査の際にお示しした内容でご説明させていただきますと、今回は曙町市営住宅ということでございます。1期、2期とあります。例えば今回の曙町市営住宅につきましては、このやり方で、将来、選択肢を残す形でやらせていただきたいということをご説明をさせていただきました。その後の市営住宅の整備につきましては、まだどれと決めたわけではございませんが、幅広くその段階で、将来的に考えられるエネ

ルギーのそのときの状況に応じた判断をしていきたいということでお示しさせていただいたつもりでございます。したがって、今回のように、スペースを広くとっておくという措置は、曙町市営住宅のところ1期、2期までとさせていただく。その後については、そのときのエネルギー状況に応じて、スペースの問題とか、そんなのはまた変わってくるかもしれません。そこで判断をしていきたいという資料を出させていただいて、それで説明させていただいたと思っております。

村上悦夫委員

この問題はちょっと、じっと聞いていると、僕も委員会に入っていたからわかるんですけども、ある委員が非常に粘った、当時はもうここにみえる方は、ガス一本だ、ガスで設計を今回はさせていただきますと、最初からずっとそれを押し通してみえたから、その議論がかみ合わないのを、僕らは半日以上ここに座って居眠りしとった状態。そういう議論の中で最終的に副市長が来て、予算が余ったらそういうことも考えますというような答弁をしたようになっていきますけれども、そうすると、これから予算が余ったら、そういう当初の設計内容とは違ったこともこれから大いにやっていくということですか。そうすると、さっきから、朝から言った繰越とか、そんなのはもうなくなっていく。それから不用額もなくなる。そこで全てその事業の充実を図るために予算を使ってもいいというような制度を新しくつくるんかということなんです。ただ、もうちょっと議会でおかしいのは、後でころっと変わっていくというやり方がなぜ認められていくのやなと思うんですね。ですから、今川村委員が言うように、今回はこれをお願いします、次回からはきちっと見直して議論していただいた方法で選んでいきますということで落ちつかないと、それはこの事実を曲げたまま、それも今後も続いていくというやり方をしたら、それは不満が出る。それはひょっとするとえらい問題にも発展してくるんじゃないですか。この委員一人一人の意見によって後から覆っていくというような格好になってくると、これは行政のあり方も非常に問題が出てくるのかと思いますよ。だから、一つは、何も、ここまで来た以上認めてやりたくても今川村委員も言うように、僕もそういう気持ちですよ。これは認めてあげたいけれども、このことが今後の市営住宅にも反映してきます。同じような制度を導入していくというような考え方であったら、これは否決せないかんとします。

だから、そこら辺のミスはミス。人間のやることにはミスはある。だから、ミスはミスで認めて、そこでここで責任を部長は簡単にとる、とると言うけれども、そんなにとる必

要がありますか。あなたはここでみんなの前で何十時間そのことで議論して、ガスで今回はやらせてくださいと、これを設計からやり始めたら大変な費用がかかるのと、いろいろ計算もしなければならない、スペースもないという議論で否定しておったんですよ、ずっと。それであの場が4時間、7時間というような長い時間を費やしておったんですよ。それで最終的に、話が決着つかんというので、副市長を連れてきた。その副市長も、議論の真ただ中におったわけじゃないから、曖昧にこれを収拾することだけを考え過ぎて、予算の範囲内というような曖昧さをもって答弁したことが、後々こういう尾を引いとる。ですから、これは市長も副市長も悪いけれども、それはそれとして、これをやるんやったら、これだけ、今回だけというような姿勢を示すべきだと思う。それが大事や。

だから、これと同じようなことを次から次にやっていったら、これは一般市民は怒るよ。税金で建てるものが、エネルギー政策で将来10年先、20年先どうなるかわからんで、併用した考え方で今後設置していくということになったら、市民生活以上のことを設備していくことになるじゃないですか。そんなやり方をして、それを肯定していくということの姿勢がちょっと気に入らんですね。だから、今回は今回として認めざるを得んのやったら、次回はもう一度振り出しに戻って考えますというぐらいのことをなぜ言えないのか。次回に振り戻って考えた結果、同じように併設する場合が出るかもしれない。だけれども、それは、ガスならガスでいきますということをごここで言うんじゃないわけですから、次は次で返答すればいいんじゃないか。併設するのやったら、次に併設と出してきたらいいじゃないか。それを否決したら、それで済んでいくわけだから。

だから、今回はこういう形になって非常に不手際を生じた、だからこれはこれでおさめてくれ、次回はきちっと考え直すというような姿勢を出さないと。いつまでもこの問題で押し問答をしておっても、誰が悪かったということぐらいは委員は知っているんですよ。私は知っています。だから、そういう圧力によって屈するようなことではだめだ。そこら辺のところをそれをかばうようなことをごここでまた発言してもらおうと、私らは一体どうなのやという気持ちになります。だから、その辺のところを考慮してもらいたいと思いますが、委員長、だからこれはこれで事案としても、今までの不手際のところ、いろいろな意見調整ができなかったところ、これはこれでもう仕方がない、だけれども次回は考え直してくれよというような内容であれば、これはやむを得ずという判断をすべきだなという気が私はします。

伊藤都市整備部長

今非常に重たいご意見をいただきました。私どもとして、今回はガスでやりますけれども、後ほどは電気も選択できるようにという、今回はこういう選択をさせていただきました。次にどこかの市営住宅なら市営住宅を建てるときには、これにこだわらずに、何が一番いいのか、今委員が言われたように、もう一遍原点に戻って検討しながら、また議会のほうにお諮りさせていただきたいと思います。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

一回ちょっと待っていただいて、ほかの方のご意見もお聞きしたいと思いますが、いかがですか。特段ご意見はよろしいですか。

伊藤嗣也委員

私は去年はいませんでしたので、ちょっとわからないんですけども、正直、一般家庭、一般市民の方の目線で捉えなければいかんと思います。これは市営住宅ですから。どこの家を見ても両方というのはまずないんで、今ご意見の出ているこれに関してという限定の担保がとれないことには、私もちょっと理解できないんです。

以上です。

竹野兼主委員

そのときに委員長をさせてもらってましたので、基本的に、多分館さんのほうは、今のエネルギー供給の部分の中で、電気という部分では節電をお願いしている部分があって、今の状況で考えるとというのがまず最初であり、今はもうここにはいらっしやらないけれど、その反対の部分での意見をされていた中では、反対というか、その根拠というか、エネルギーが足りないという、それと市民の市営住宅の大瀬古新町の中で、どんな方法が一番、高齢者も含めた中で、どういう市営住宅が求められておるのかという、そういう部分の中でのアンケートが何かそんなものが出てきていて、実は本当は安全性とか高齢者向け、これから今回、先ほども若い人たちにも借りてもらえるような状況になるので、状況としてはこればかりの話ではないかもしれませんが、安全性、それから快適性という中で、新しく入られた市民の方からは、ぜひオール電化というのがいいんじゃないかという

ような現況があった中での議論がまずずっと続いたと思います。

その中で、今言われるみたいに、最初は確かにガスで、金額的にも安いというようなところもあったわけですが、最終的に落としどころとしては、将来、次回のところに、どちらも選択できるようにする。先ほど川村委員のほうから、もしその時点で変わったときに、金額をその部分はどうするんやというような話をされていたわけですが、そのこのところは、入ってもらう方、入っている方のところで金額の負担になるのか、その辺のところはまた公平性を担保するような形を考慮してもらうことで進んでいけるのかなというふうな思いをしながら、少なくともこの曙住宅の位置づけのところでは、これが1年たって、またそのエネルギーの状況も今後どうなっていくのかというのは少しまだ判断しづらいところでもあるので、今回限りという部分と先ほども何度も答弁されている中で、そのときの時代のエネルギーの状況を見てきちんとした考え方をしていくというのは、市民から見ても妥当ではないかなというふうに私自身の意見としては言わせていただきたいと思います。

諸岡 党委員長

ちょっとまとめさせていただきたいんですけども、そもそも論として、本来オール電化でしたかったんですけども、こういう電力需要のご時世にオール電化というのはいかなものか、とてもじゃないけど世論に耐えられないということで、ガスということだったと思うんです。それでガスで予算を立てたけれども、委員会の中で、将来また電力が復活してきたときに、オール電化という声もきっと出るだろう、であるならば、そのときにオール電化にすぐに対応できるような装備も備えておくべきではないかという意見が委員会の中から出され、それに応えるべく、予算の範囲内でやりくりをして、両備えで設計をし直したと、そういうことであると認識しております。しかしながら、これは、こういう時代の過渡期においての、何と申しますか、非常時の柔軟な対応をしたということですので、ちょっとここで私からの提案なんですけれども、この議案につきましては、附帯決議を付す。その附帯決議の内容は、ちょっと休憩を挟んだ後に正副案としてきちっと文章をつくらせていただきたいと思うんですけれども、附帯決議の趣旨としましては、今回は時代の過渡期ということで両備えを認めるけれども、今後はそのときの時代背景に応じたベストな選択をし、一本化しておくことというような趣旨の文言をちょっとつくらせていただいて後ほどお諮りしたいと思いますが、そんなまとめ方で委員の皆様、ご理解いただけま

せんでしょうか。

伊藤修一委員

そもそもその附帯決議をつけるか、つけないかも、もう少し協議をして、単純にこの契約案件だけなもので、この契約案件として採決するということもあるかわからないので、ちょっと暫時休憩してもらったらどうやる。

川村幸康委員

一つは、議会の手続上、議決した予算はガスのあれで議決しとるわけや、36名はな。それが、行政側が休会中の勉強会を出しとったけども、今回初めて議案に上がってきたのは、議決した内容と違うわけや。ガスでいきますよということで36人が議決しておったわけや。だから、まだあとの、このメンバー以外は知らんわけや、併用したやつを出してきたことを。だから、本来であるならば、当初予算で認めたガスでの方式でみんなに周知してあるわけやで、この委員会委員以外の人には知らないということの事実があるのが一つと、もう一点は、行政側が、今委員長が言われるように、電化やどうのこうのあったけど、去年私らの目の前にあらわれたのはガスやったんや。ガスであらわれて、一度も、電化が入ったものがあらわれたのはきょう初めてなんや。それまではずっとガスなんやった。休会中の勉強もしとったけども、ガスなんやさ。あったけどな、水面下では。だから、そこらを手続上やっていく上において、今回初めての説明なわけや、電気が入った行政からの。だから、ほかの議会の契約案件でも、予算案を認めて、そして契約案件の中で変更ってあらへんのやさ。内容まで変える。それなら、もう一遍補正を組み直すかなんかしてやっとなるわけや。そもそも変わるわけやで。

それと、伊藤嗣也委員が言われたみたいに、一般の議会も市民の目線でいくと、市営住宅に併用というのは、本当に我々議員としてチェックした上でこれが出ていくわけやで。市営住宅がガスと電気の両方ともできるようなものの附帯をしていいのかというそもそも論をもっと本当にちゃんと考えやんと。だから、私の中であるのは、もしそれでいくなら、電化に変えようということなのさ。格好悪いんやわ、両方ともというのは、もう極端なことを言うとな。そやる。電化もできるようにするんやろ。それやったら電化にせいという話や。だから、今後の考え方と委員長は言われるんやけど、一つあるのは、電気もガスもというような格好悪いようなことをしたらあかんて。今までの行政のやり方でも、どっち

でもいけるというのはあらへんのやで。どっちかに判断した上で議決して認めたんや。だから、本来なら、2月の議会の中でガスか電気に議決して決めとくんやで、ガスで決めたんや、あれは。そこをねじ曲げたらあかんというのに、手続を無視して。

諸岡 覚委員長

今の川村委員の意見の中で、3月の予算については、あくまでもガスという提案理由の説明を受けて、それを認めたのであると。しかしながら、いざ執行の段階で併用制という設計仕様の変更というのは、これはルール上認められるのかという問いかけにつきまして、その見解をまずお聞きいたします。

伊藤都市整備部長

2月議会、当初予算のご審議をいただくときに、当初私どもとしてはガスとしてご提案をさせていただいて、委員会の議論の中で、電気も考えるべきではないかということで、その議論の中で、今お認めいただく予算の範囲内でできるものを努力いたしますというふうなお約束をさせていただいた上で議決をいただいたと思っております。

川村幸康委員

だから、何遍もこの間の休会中調査にも言ったけれども、それならそれで手続が要ったんや、修正の。そこが議会なんや。誰のコントロールも効かんところで誰が決めてくるんじゃないんや。議決というのは公にして、みんながわかる話なんや。だから、もう一遍、議会としては、それであるならば、ガスならガスの手続、併用なら併用の手続をとらなあかんのや、議決するとき。そこが議決の重みなんやで。一部の人があるところで修正して、その範囲内で踏みとどまってやりましたという話だったら、これから全部やで。俺が委員会で言うような意見を全部あんたらは酌み取らなあかんで、予算の範囲内やったら。そこが議会なんや。

竹野兼主委員

基本的には、今回はガスなんですよね。ガスで変わらない。何度も部長が言われておるみたいに、その大きな金額の範囲内のところで、枠がどこかわからないですけど、その金額的な部分が少しは変わってしまったことはあっても、ガスはガスで基本で変わっていな

いということですよ。仕様の部分が変わったという。

伊藤都市整備部長

今ご指摘いただきましたように、ガスで整備をするという前提でございます。

伊藤修一委員

一度正副でちょっと整理してもらって、ちょっと暫時休憩をとってもらたらどうやる。

諸岡 覚委員長

そうですね。そうしたら、今5分ですので、30分まで休憩をください。30分に再開します。

15：05 休憩

15：31 再開

諸岡 覚委員長

それでは、お時間をいただきまして、ありがとうございました。再開させていただきます。

先ほど来の懸案事項であります工事請負契約の締結について、休憩時間内に正副のほうで、ある程度進め方を検討してまいりました。まず皆様方にご提案をしたいのですけれども、質疑を含めた議論自体は、ある程度の方向性というか、行き詰まり感もありますので、これ以上質疑を続けていくのはどうかなとまず判断いたします。

その上で皆様方にまず提案ですけれども、趣旨としましては、今回のことはこういう時代の背景に鑑み仕方がないけれども、今後はそのときどきのベストの選択をするようにという強い指摘を委員長報告の中でさせていただきたいと思っております。

まず、これについて皆様方のご意見を伺いたいんですけれども、委員長報告でとどめさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。ご意見ございます方。それではだめだと、附帯決議だというご意見もあろうかと思っておりますし、あるいはそれ以上の否決だというご意見もあろうかと思っておりますけれども、ちょっとその辺でまずご意見を伺いますが、

いかがですか。

伊藤修一委員

私は、委員長のほうにお任せしますので、それで結構です。この後の進め方についても、委員長に一任させていただきます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございます。

他にご意見はございますでしょうか。

川村幸康委員

議決する責任からいくと、承認、これは議決やな。そのことからいくと、今後もこういう形があるかないかも政治的なことの中では大事かなと思うもので、去年のまとめ方が少し明確にしてまとめ切れていない部分の課題が議会としての反省はあるかなとは思いますが、それにしても議決したんはガスやったし、併用は一切出ていないし、今回初めて併用が出てきた中で、議会として考え方はある程度きちんともとになるものを決めておかなあかんと思うとるんですよ。そこが一番私は肝心要かなと。そうすると、先ほど竹野前委員長も言われるように、委員長報告にあると言われるけれども、委員長報告は全てではないんやわな。そうしたら、もう委員長報告でこの議論したことを全部載せやならんという話にもあるし、前回の議論を見とると言うとしたけども、結果的に私が最後に、そうしたらこれを議会として修正するか何かせなあかんやんかと言ったら、それはいいと言ったわな。そこははっきりしとんやわな。それなら全体会へ上げて議会で修正したらどうですかと言ったら、電化の意見を言われている方に、それはいい、そこまではする必要はないと。ということをとって理事者側が動くこと自体がおかしいんですわな、本来、おれから言わせてもらえば。議会の議論の中で、それなら全体会に上げて、これを修正する必要がありますよと言ったときに、それはよろしいでお断りしておるわけやで、予算の範囲内も何もあった話と違うんや。そこをあえて行政がこれからやっていこうとするもので、そうしたら、もう俺がきょう言うたようなああいう課題も全部これから委員長報告にも盛り込まれないし、議決証書もないけれども、全て次の12月議会にはチェックさせて言うことを聞いてもらうということの約束は取れるんやな。そういうことやで、私の考え方は。

諸岡 党委員長

その辺につきましても、実は先ほど休憩時間に正副、事務局を交えて議論をしたんですけども、川村委員のおっしゃるように、あくまで2月定例会以外においては、ガスの設計で予算が承認されていると、それは間違いのない事実でございます。しかしながら、今回、併用という形での設計の仕様変更という指摘もあるんですけども、これを併用と捉えるのが適切かどうかというところ、これが議論の分かれるところで、あくまでも理事者の提案してきているのはガスでの設計であると。ガスでの設計ではあるものの、予算の範囲内で、今後変化に対応し得る設備の若干の変更をしてきたのだという捉え方もある。明確に仕様変更されたかといえば、決してそうではない。あくまでも今回もガスの設計であるという判断を少なくとも私ども正副委員長、事務局はいたしました。そこはロジックとしてはクリアされているのではないかと判断をいたしますが、いかがでしょうか。

川村幸康委員

申しわけない。前年の議論になってしまっただけ、その電化を言われとった方が、こういう説明も受けてないというところから入っていったんや。行政上はもうずっとガスで来とったわけや。そこを、俺らは説明を受けていない。聞いていない。だから、俺らの言うことを聞けと言って上げていったわけや。ただ、私からすると、議案の提案権というのは行政側にあって、行政が出してきたものを、粛々といろいろな説明を聞いて、妥当があったら議決していくというだけの仕事やもんで、そうすると、説明されていなかった。聞いていなかった。きょうなんかのがまさしくそうなんやで。きょう初めて併用式を説明されたと言えれば説明されて、そんな意地悪は言わんけどな。だから、最初の議論の出発であなた方が上げてきたのを、議会が正式な手続をとって、私が言うとなのは、修正をかけたなり何かするのなら、それになってあなたらは動かならんけれども、妙な気を使って動くということは、不明確なんやな、手続上。だから、論理矛盾を起こしとると言うんです。彼らが初めからガスと電気の併用なり何かを出してきとったんなら、ええ。ガスしか出してなかったんや。その中で、説明を聞いていないという一言の中で、済みませんとこちが謝ってしもうたもんで、そうしたら俺らの言うことも聞けというて、電化の可能性を探り出すような話になっていったわけや。それなら私は、議会側から投げかけなんたら、議会側から修正にも動いて、議会でやらななんらんとするわけや。それで私は提案もし

たわけや、委員会。委員長を通じて、修正するんなら、これは議会側でやらなあかんことですよと確認をとつとんのやで、俺は。そうしたら、それをせえへんだ。いいと言ったわけや、向こうも。ということは、こっちが気を使うんがおかしいんやさ、そもそもでいうと。それをこの人らが今度は広げてきたんは、予算の範囲内でとなったんやろ。そうすると、これからはもう何でもありやさ。予算の範囲内なら、議決をもろうてから中身なりプロセスも変わってもええということやさ。だから、俺はそこは議会の一番肝心なところで、情報をみんなにきちんと出してやるということやさ。

諸岡 覚委員長

ですから、今回は、こういう原発の事故という突発的な事故があって、電力需給に大きな社会的変動があったという事象を勘案して、今回だけはこういうことだということで、今後二度とこういう仕様の変更がないようにという指摘を委員長報告の中でしっかりと盛り込んでいくという前提で採決をさせていただきたいと思いますが。

川村幸康委員

結構やけど、まずそれは変更やろ。それからもう一個指摘しておかなあかんのは、本来住宅施策としてあるべき方法論を論じたときに、四日市市として、ガスか電気かぐらいはちゃんと出してきて提案することが必要なん違うかなと思うとんだわ、俺は。今回ないんさな。今回は、去年の当初予算の指摘しとったときには、彼らはガスやったんや。唯一曲げたんは副市長やで、曖昧な返事をして無責任に。だから、そこは副市長はわびやなあかんて。政治的なトップ判断としての判断が間違いやったんで、あのときに。だから、それまで一貫して1日以上、伊藤部長は、できません、ガスですと言うとったんやで。副市長の答弁から影響されてなってきたんやで、わかんねや、そのプロセスは。ただ、そうしたら、あのときの副市長が何をもってといたら、弱い精神力やったんや。あんたらが言うことによろ耐えやんだわけや。それで曖昧な返事をしたもんでこうなったんや。だけど、俺があかんと思うたんは、予算の範囲内ということ、予算を超えたらアウトやで、本来、高うなったら。下がんなら、私らもおかしいやないかと言うことはないよ。一円でも安くなるんやったら。でも、範囲内と言いながら、上がつとんのやでな。だから、幾つかのそういう今後の議会に及ぼすことと、四日市市の議案を提出してきてからのこの変化が、絶対手続的にはいっていないで、これ。だから、副市長はどこかで謝らんな。その

前の議論を台なしにしたんやで。

村上悦夫委員

委員長の報告の内容はそれでええと思うんですけど、今川村委員が言われるように、僕も、やっぱり責任は井上副市長、軽率な発言によってこういう状況になってきたことは、一遍謝るべきやと思う、彼が。一遍ここの場へ呼ぶべきやと思う。その一言があって、今委員長が提案される内容でよしとしていかな、おさまらんとおもいます。

諸岡 覚委員長

今お二人から、副市長をこちらに招聘して意見を聞くべきだというご意見をいただきましたが、このことについて他のお二人以外の皆様のご意見を伺いたいですが、副市長を招聘することについてご意見をいただけませんかでしょうか。

伊藤修一委員

もう正副のほうで一応判断していただいて、理事者のほうは、自分の責任の範囲やおっしゃってみえる部分があるんやで、そのところはきちっと整理だけしてもらったら、あとは判断してください。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。では、副市長をこちらにというご意見はございますけれども、これについて部長はいかがお考えですか。あくまでもこれについては部長が前線の司令官だといふふうに私自身は認識しておりますけれども、ご意見をください。

伊藤都市整備部長

組織としては、市長から一般職までおりますけれども、本案件につきましては、私ども都市整備部が設計し発注いたしておるところでございます。ですから、都市整備部の範疇というふうに言わせていただきたいと思います。

村上悦夫委員

今の部長の考え方というのは、上司をここへ呼び出すことに対する立場上の配慮もある

うかと思いますので、実際に議論してきた昨年度の内容からいくと、やっぱりここで井上副市長が一遍来て、誤解を招くような発言をしたとか、何らかの形で私らに謝る必要性があるように思う。あとは解決方法は委員長に任せますよ。ただ一言それがないと、次回の問題、次から次に出てくる問題についてもこれは波及していく問題ですので、担当部長は、確かに上司からそういう提案に基づいた範囲内で動かざるを得ないと思うんです。ころっと人間って変わるわけにいきませんので、ころっと変わるのは、組織上、上司が来てここで発言することでころっと今まで、午前中あるいは今の今まで主張していたことを、上司が来てその発言によってころっと変わるということはある話ですので、それを我々は肌で感じておって、今の部長の言葉だけで気の毒に、謝るだけでというわけにはいかんと。もともになるところがわかっているの、井上副市長に一遍ここへ来てもらって、その状況について一言わびてもらわないと、それはおさまらん。そして、今回この案件については通していくという前提があってそういう話をしているんだから、委員長のほうでそういう考えも含んで、井上副市長のここへ来てのわずかな発言でころっと変わっていったんだ。

何遍も戻るけれども、竹野委員、おまえ言うなよ、もう。解決を早くしようには、そういう状況でなけりゃいかんて、おさまらんで、これは。数対数でいくのやったら勝ち目があるというような議論はあかんぞ。やっぱり平等に考えて、常識的に考えて、おかしいものはおかしいんだから。だから、全て自分にかかわる人のことを配慮せずに、自分個人的にここに委員としての資格であるもんだから、そういうことを考えて、おさめるところというのを言っとるんだから、あんたがまたしゃべるとややこしくなるわ。だから、おさめるには、委員長におさめてもらおうと、おさめ方について今議論しとるわけだから。だから、私はそういう形が一番穏当にまとまっていくなと。だけど、これは部長のほうから、呼んできませんとは言えない。だから、そこを委員長の配慮で、一遍井上副市長に連絡をとってもらって、そして再度時間を5分でも10分でもとってもらって、ここへ呼んできて、事情を説明して、これはこれでいくからというような話をつけてきてほしい。でないと、これはまとまらん。

諸岡 覚委員長

そうは言われましたけれども、一応拳手がございますので、竹野委員。

竹野兼主委員

済みません、数の話や形でという話ではなくて、川村委員が言われた、前年度の委員会の話をずっとしていただいたところの中で、さっきも相手方がもう全体会に上げやんでもええと言われた。その中で、こういう結果が出るかどうかというのは、その時点では全くわからない状況にあった。とりあえずそういう意見を聞いた中で今後の対応をするよというような状況があったわけですね。それで、今結果がこんな形になってきたので、そのときのことの批判を今お二人というか何人かの皆さんが、そんな答えが出てくると思えやんだ、意見がころっと変わったやないかというふうに指摘はされているわけですが、その時点の中では、この答えがどこに出てくるかというのは僕自身も当然思っていなかったし、対応をしていただくのは将来、先の話になるというふうに思って委員会を終了させてもらったつもりでいます。その中で、結論がどんな形、今回こういう内容的に少し変わってしまった結論が出たということに関して、例えば副市長がそのところで謝るところでは、その後いろいろな考えられて、それが副市長としては間違った判断をしたと思っているのは、議員の何人かの皆さんが間違っただという判断をしているから謝るべきやという意見になっていると思いますし、多分、例えば副市長のほうからすれば、いろいろと内容を精査した中での、自分としては間違っていなかったというような状況があるので、来てもらって実際に謝っていただけるのかどうかというのはわからないんじゃないかなと思いますという意見です。

諸岡 覚委員長

よろしいでしょうか。まず、謝罪云々という言葉がございませぬけれども、これについては、副市長はあくまでも予算の範囲内で検討するように指示するというふうに発言されておりまして、そのもとに検討をして答えを出したのは、この都市整備部の最高責任者の部長の決裁において判断がなされたと認識しております。それでよろしいですね。

伊藤都市整備部長

結構でございます。決裁区分とはちょっと違いますけれども、最終的に私どもが判断いたしましたところでございます。

諸岡 覚委員長

ですから、ここで副市長が、そもそも検討させること自体に謝罪する要因はなかるうか

と思いますので、副市長を呼ぶのはいかがなものかと。

川村幸康委員

政治的な判断の中で、人につくということが多いのも、一つの委員会での政治的判断のときには出てくる。その中で、前回はずっと一貫して都市整備部はガスで主張しとって、副市長の出席のもとで、その前段の話はきちっとおったらよくわかる話で、あれは予算の範囲内では言わんだと思う。ところが、おらんだもんで、予算の範囲内というふうに私は感じたし、そのときおった人もほとんどが感じたと思う。「えらいこと言うた」と思った、私は。

一つ無責任な発言やなと思うたんは、予算案を執行するんやけど、AならAという方式で予算執行を認めるというのが原則やのに、彼はあのおとき、何でもええですよ、予算の範囲内で対応しますというのは無責任やなと思った。だから私は、それを言うた後で議会のほうもみんなが引っ込みかけたもんで、そうしたら変更せなあかんやんかと。議会で修正をかけて、予算の範囲内というあの話のニュアンスでいくのなら、併用なり電気の可能性も残す中での意見をきちんとつけるべきやったと思うとんのさ。それもみんなが蹴ったもんで、そうしたら、もう変更もない、ガスやと思うのは当然のことなんやで。

だから、竹野さんは批判されとるとか、ベスト判断やったと言うとるけども、そうではないんやね。全然あんたの思うとることとは違うことを言うとるわけや。あなたを責めとわけではなくて、あのおときの判断としては、別にあなたがあれで終わったんやで責任を問うとるわけないんや。ただ、そのときに私が言ったのにもかかわらず、今回この人らがそれを拾い上げてきてやっとなるで、こっちに責任が行とるわけや。そしたら、こっちの責任で処理せえと言うとるのや。そこなんやで。議会は議会としてそれでもう終わってしもたんやさ、課題も残ったけど。それに対して、今回この人らが、予算の範囲内という副市長の意見を聞いて、気を回してやってきたわけや。そこが問題やと言うんやさ。

諸岡 覚委員長

ですから、ご指摘のとおり、あくまでも判断をされたのはこの都市整備部ということですので。

川村幸康委員

その指示を出したのが、当初予算の中で予算の範囲内で対応しますと言うた副市長は何を意図したのか、そこを明らかにしたいんやさ。だから、予算の中で、予算範囲内ですますという話は、行政のほうに、お金の額さえ範囲を守るなら何をしてもええという議会の議決をしたわけではないんやで。それで今回勝手に直してきたという判断もできるわけやで。

諸岡 覚委員長

ただ、勝手に直したとおっしゃいますけれども、実際としては、あくまでもガスの仕様で設計されておりました、あくまでも、オプションという言い方は変ですけども、予算の範囲内で将来の変更が可能な仕様設計の変更を若干されてきたという範囲内ですので、ご指摘のあるほどの全く違う設計ということではないのではなかろうかとというふうに正副委員長のほうでは先ほど判断をさせていただきました。

それで、申しわけないんですけれども、異論・反論はあろうかと思えますけれども、議論自体は、これはもう完全に行き詰まり感が出ておりますので、議論を終結し、採決に移らせていただきたいと思います。

ただし、そういったご意見があったことは、ある一面、非常にしごく正当なご意見であったというふうにも私ども正副は判断しておりますので、ご指摘いただいた部分については、今後そういったことが二度とないように、きちんと委員長報告の中で申し添えていきたいと思えます。

川村幸康委員

ただ、ガスにやる方式は変わりないんやという話なんやけど、電化と両方の余地を残すという話の中で、今後四日市の施策としては、両方ともやらなあかんというところの部分は、そうしたらどういう処理をするのかな。だから、今回こういう案件で上がってくるときに、例えばこれから電気とガスも、次に2棟目もあるわけやさ。先ほどの答弁では、2棟目もそれでいくという話なんやわな。そんな認めた覚えはないんでな。でも説明しましたという話になると、そうやで、だから……。

諸岡 覚委員長

ですから、それについては、委員長報告の中でしっかりと、今後こういったことがない

ようにという強い指摘という言葉できちんと述べさせていただきたいと考えております。

川村幸康委員

だから、委員長報告の中で、だめですよという話のことと、今回、行政側が勝手に入れてきたわけやでな。

諸岡 覚委員長

だから、次にそういったことがあったときには、あのときの委員長報告にもあったようにということで、きっちりとそれは議会として姿勢を示していくべきかと思います。

川村幸康委員

どういうふうに。

諸岡 覚委員長

もしそのようなことがまたあったときには、それはおかしいのではないかという指摘は当然あってしかるべきだと。

川村幸康委員

そうすると、そもそも今回の議決自体がおかしいことではあるけれども……。

諸岡 覚委員長

そういうことではなくて、手法として、あくまで今はこの時代背景に基づいて、流動的な時代の過渡期においてやむを得ない事情により、こういう設計の若干の仕様変更になったという判断であります。

川村幸康委員

ちょっと待って。それは委員長が考えとるだけで、行政側の説明はないよ。行政側はあくまでもガスやったんやで。ガスから電化に変わったのは、電化を議会側が要求したもんで変わっただけの話で、行政側はあくまでガスで来とったんやで。併用というのは大体常識で考えてないんやで。エネルギー源をまずは設計の段階でどちらかに決めて、それで設

計は出すんやで。議会の要求を受けて、出どころの違うところから、そして併用にしたわけで、今委員長が言われとんのは、後づけでこのように行政側が考えてきたときの後づけの理由なんやわな。だから、それは議決した以降の考え方を整理、この人らがまとめてきただけであって、併用式を説明するための。だから、本来私は電気なら電気、ガスならガスでやるべきやったと思うとるもんで、次の中でもそういう両論併記はあかんと思うとるわけや。もし電化でいくなら電化、ガスならガスということやでやるべきやと思うとるで、大体市民の家に、一般家庭に両方とも用意しながらやるというのはあらへんわけやで。そうやって考えると、初めから提案というのは電気かガスかでやるべきなんさ。エネルギーの過渡期やでというのは、議会の判断としては要らんと思うんやわ。今回たまたま議論が、この人らはガスで来とったのに、副市長の意見によって、予算の範囲内で対応するでええやないかという話になったんやけど、本来これは無責任な話なんやわ、両方ともに対応できるような市営住宅をつくるということ自体がな。だから、少しその委員長が言われているところの、エネルギー源が今はこういう時代やでというのは、議決し終わった後館さんらがつくってきた一つの理論武装だけであってな……。

諸岡 党委員長

それは、私も前回の議事録を読ませていただきましたけれども、電気でいくべきだというご意見を出された方たちが、今はたまたま世論がこうだけれども、将来また電気という時代になったときのためにそういう装備もするべきではないかという、そういった、それを要望と捉えるのか、指摘と捉えるのかは個人の判断によって違ってきますけれども、少なくとも私は、そういう指摘がされたのだと、その指摘を踏まえて、予算の範囲内で、このようなことになってきたのだといった認識で捉えておりますけれども、流れとしてはそういうことで、部長、よろしいですね。

伊藤都市整備部長

今委員長がご発言いただいたとおりでございます。

諸岡 党委員長

ですから、川村委員のおっしゃるように、議会の一部の要望のためにというのは、ある一面、そういう見方で捉えられかねない部分もあるかと思えます。その辺につきまして

は、そういった誤解が生まれかねなかったようなやりとりだったのかもしれませんがけれども、少なくとも議事録を読む限りでは、指摘は指摘としてきちんとした指摘はされておったと判断しておりますので、もう採決をさせていただきたいなど。

川村幸康委員

議論は尽くしたいなと思うるのは、ただそれであっても私は言うのかなあかんのは、議会で議決するんなら、それに變更していくんなら、予算の範囲内でいいという手続はとらなあかんと言うたのを議会はとらへんだわけやで、そのこと自体を理事者側が見たら、こんな動きをとってもええのかどうなのかという話になるわさ。そこが物すごく俺は思うとるだけに。だから、諸岡委員長が言われるように、指摘か要望かを含めても、どうというのはいろいろと見方はあってもええんさ。そのことを受けて副市長が答えたんは、予算の範囲内でやらせてもらいますという話をしたわけや。そうすると、予算をいらわなあかん話やで、範囲内でやり方を変えてもええという文言を付すか何かしてやらなあかんやないんですか言うたら、そこまではする必要はないという話やったわけや。ということはそこで一旦議会はノーと言うたわけや。意見は言うとったけど、決としてな。そうしたら、いつの間にかそのプロセスの、今委員長が言われた委員長報告や議事録の委員会のやりとりにのっかって、それで行政側がそこを酌み取って、最後まで、議決したのとは違う、これからやっていくんかという話なんです。そこが一番、俺はおかしいと思うとるだけや。

だから、伊藤部長が格好よう言うとるけど、議会はあのままガスでええよといって議決したのに、何であんたらが勝手に変えてくるのやという話を俺はしとるわけや。足跡に残ったんはそこやろう。あんたら、議会の中で議論も聞いとったやん。それなら変えやなあかんやないかと俺は言ったやん。そうしたら、そこまでいらう必要はない、全体会に上げて修正する必要もないとなったやん。そこまでなったやつをやで、何であんたらが気を回して変えるんやと言うんやさ。そこに思うのは、俺は、副市長が予算の範囲内でと言うたというのが重いので、僕らは動かなならんのですとあんたらが言うたもんで、そんなんやったら副市長の責任はあるやないかと俺は思うとるだけの話やさ。そうでないと、幾ら委員長が言おうが、これから予算の委員会の中であったことのやりとりを全てあんたらが酌み取って動いていかざるを得んようなことになりますよと言うとんのやさ。そこに一つの違いがあるのは、あなたらはあのときに、副市長の要請を受けて、副市長が答えたことによって今回のような経過になったんと違うの、それで。

伊藤都市整備部長

私どもは当初、ガスでいかせてくださいということをお願いをさせていただきました。今、その考え方は基本的に変えておりません。ガスで整備をいたします。2月の当委員会の中で、予算の範囲内で努力できる範疇は努力をいたしますということで、私どもがお約束をさせていただいた。それ自身も重たい、この議会の中での発言でございますので、重たいというふうなことを考えておきまして、それに対応していっておるというような状況でございます。

川村幸康委員

だから、副市長の発言が全てやったんと違うのかなと思うもんでな、俺は。あなたらは一貫してぶれてないよ。ガスでいかせてくださいとずっと言い続けとったやん。だから、責任が伊藤さんにあると言うんなら、もう一遍白紙やわな。議論をやり直してください。都市整備部として併用式をこれから選ぶという発言なんやで。そうしたら、それは問題やわ。これはずっとそんなに見込めへんでな、どっちも今ガスも電気も。四日市の行政はストップするよ。どっちも選べやんままやるんか、これから。

諸岡 覚委員長

ですから、その点に関しては、委員長報告の中で、今後はそのときのベストの選択をするようにという趣旨の強い意見を……。

川村幸康委員

いや、ベストの選択をするようにという意見が、私は少し違うのかなと思うもんですよ。言葉はようわかるんやけど、行政側が出してくるときに、効率的に税を使うということが原則としてあるんやったら、ガスか電気に決めてやるんが一番効率がええんやわ、併用ということよりも。本来そうあるべき論やと思うもんで、妙なかけ違いで、両論がええような論理になっていくのはおかしいと思うもんでな。それが副市長が来たときの発言で、予算の範囲内という無責任な発言で変わっていったと俺は思うもんで、今回限りにするんなら、副市長が言うた、予算の範囲内で今回限りにさせてほしいという話にならんと、今後も影響していきますよと俺は思うもんでな。だから、そのときには一つ

の言わざるを得んだときに、議会側の指摘の中で、そういう設計を俺らは聞いておらんだと、ガスでいくという。どういうことやという話から扉があいたわけや。そこには行政の不手際があったわけや、説明不足が。そこで開けられた中で、どんどんと意見を言われてくる中で、両論という、行政が初めに持っている意見とは違うんや、全然これは。だから、変わったんや。

そやけども、もう一つ妙なんは、俺が「そうしたら、もう一遍、議会側もその責任を感じるんやったら、変更しよう」と言ったら、「それはええ」と言ったんやさ。議会の態度もそうやったんやさ。おれから言わせれば、あんたらがそれを見たら、もうそのままどおりいけばいいのに、またこっちも変えてきたわけやな。どこで誰がどんなさじかげんでどうやったかというのが全然これは不明確なんや。それで、私は、あるべき方向論としては電気もガスも両方ともというのは絶対あかんと思うとるで、絶対とは言わんけど、よくないと思うとるんや、今後も。どっちかに決めてきちっと設計すべきやと思うんで。それは責任をきちんと、今回の議案としてとってもらうのであれば、副市長に来ていただいて、あのときの言うた予算の範囲内でやらせてもらうというのは、あの2月議会のこの案に限りさせてもらうたという話がないと、今後とも都市整備部は全部ずっと、四日市市がガスと電化の併用でやるということであら、みんながそうやって、それで議会も、これからやる設計は全部電気とガスを両論併記で認めていく考え方でええやないかというんなら、もう多数決でそれまでやけどな。ただそうでないやろと思うとるけど、みんなもそれでええと言うなら、それはもう議決の世界やでな。

竹野兼主委員

今、陳謝という部分ではなくて、次の2棟目の件もあるし、今のエネルギー部分を考えて中でのこの2棟分の対応はお願いしたいということは、副市長のほうからお願いはしてもらおうということは可能なのかなと今聞いていて思うのですが。陳謝ではないですよ。そのエネルギーの部門と、それからその話の中でいろいろと検討した結果の中では、このようになったと。それでご理解をお願いしたいというのか何かわからんですけど、そういうことは可能なかどうか、正副で一度……。どうなんですかね。

諸岡 覚委員長

それは、可能かどうかというよりも、こちらが来てくださいますと言え、副市長は来ます、

それは。あとはこちらが呼ぶか呼ばないかの判断ということです。

それでは、休憩を挟みまして、副市長にお越しいただくよう要請をさせていただきます。ただし、謝罪の場ではない。あくまでも意見交換の場であり、もう時間も4時を過ぎてきておりますので、時間も長時間に及ぶことがないように、せいぜい20分程度の時間をいただいて、15分、20分程度の時間で意見交換をさせていただき、そして今後の意思表示を、意見表明を述べていただく場という位置づけで、副市長を呼ばさせていただきます。

再開は20分といたします。その後、もう質疑は行わず、採決に移っていきます。

16:08 休憩

16:20 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、再開させていただきます。

先ほど来議論がございましたけれども、今回の工事請負契約につきまして、2月定例月議会におきまして、本来ガスという設計であったものが、当時の委員会からの指摘を受けて、予算の範囲内で検討するという当時の副市長のご答弁があり、そのご答弁を受け、部局の中で調整を重ねた結果、今回、あくまでもガスの仕様設計は変わらないものの、将来に向けて変化に耐え得る設計の仕様に変化したという一連の流れにつきまして、副市長のほうから経緯の説明をいただきたい。そして、同時に、今後の対応についても見解をお聞きしたいと思います。

井上副市長

ただいまのお尋ねについてご説明をしたいと存じます。

私、2月定例月議会のこの委員会の場、予算審議の中で、先ほど委員長からご指摘のありました発言をさせていただいたところでございます。その時点では、お尋ねに対して私自身が答える材料を持ち合わせておりませんでしたので、真摯に検討させていただきたいということで申し上げました。その後、部のほうには、予算の範囲内で、基礎工事といいますが、鉄筋の補強なり、基礎的な工事が予算の範囲でできるのか、できないのか、真摯に検討するようにという指示をさせていただきました。その後、部のほうから、今回ご提

案させていただいている内容で、ほぼ予算の大幅な増額を伴わない形でこういう対応ができるという報告が出てまいりました。本来であれば、今回ご提案させていただいている内容も含めて2月議会の場できちんにご説明をし、ご議決をいただくべき話であったのは、もう重々承知のところでございますが、私どもとすれば、私がこの場で検討させていただきたいと申し上げたことを踏まえて、部のほうで対応方針を考え、予算の大幅な変更を伴わない形での一部設計変更が可能であるということから、全てはこの形で議案のほうも最終的に契約議案を出させていただきたいと思ったわけではありますが、そのことを議会の委員会の先生方にきちんと説明をしないまま9月議会に議案として出すことは、これはいかがなものかと私も思っておりまして、部のほうから、委員長を初め皆様方のほうにあらかじめこういう対応でやらせていただきたいというご説明をきちんとさせていただいた上で、今回の議案としてのご提案につなげてまいりたいということで対応させていただいてきたところでございます。

今後のことということになります。今回は2月議会でのご議論を踏まえてこういう対応をさせていただいたわけではありますが、そもそも2月議会のときにもご指摘をいただいたところではありますが、あらかじめ十分議会の皆様に途中の素案の段階でご説明をさせていただき、意見交換をする中で、成案を最終的に予算なり議案という形で説明させていただければ、もう少し早目早目の対応、そしてきちんとした内容でのご議論をこの場でしていただけたわけでありまして、今回こういう形でご説明をさせていただくということは、そもそも2月定例会議会よりも前に曙町市営住宅の設計の内容等につきまして十分なお説明と意見交換ができていなかったというところに原因があると思っておりますので、今後はそのようなことがないように、あらかじめ前広に委員の皆様にご説明をして、意見交換をさせていただきながら、最終的な予算議案のご提案をさせていただく形をとっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

諸岡 党委員長

今後のことというのはもう一つ意味合いがありまして、このいわゆる市の公共施設全般において、今後もこのような形でガスと、そして将来電気に変えられるような両にらみの建築設計というのがベーシックになっていくのかどうかという部分についての見解もお聞きしたいと思います。

井上副市長

今回の曙町市営住宅の第1棟についてはこういう形でお願いしたいということになりますが、今後ほかにも曙町市営住宅の第2棟あるいはほかの公共施設があると思います。それは、それぞれの施設の特性もございまして、そしてまたエネルギー事情も刻々と変わっていくことになっていきますので、そういう中でその都度の判断を、あらかじめご意見を伺いながら、また我々もしっかりと判断をし、また対応させていただくということでやらせていただきたいと思います。

諸岡 覚委員長

もう一度確認をしておきますけれども、今回のこの判断は曙町市営住宅第1期、第2期に限定した判断であり、その考え方が全てベーシックになっていくわけではないということによろしいですね。

井上副市長

あくまでもまだ曙町市営住宅の第1期についてのご説明でございまして、第2期について、まだ我々もこれからの検討でございまして、今回のご議論を踏まえて、またしっかりと議論させていただき、そして前広に委員の皆様にご説明して意見交換させていただきながら、第2期の案をつくっていきたいと考えております。

諸岡 覚委員長

結構です。それでは、質疑に移ってまいりますけれども、先ほど休憩前に申し上げましたとおり、副市長に長時間こちらに滞在していただくわけにもまいりませんので、40分をめどにこの副市長との意見交換につきましては終了させていただきます。

では、ご質疑、ご意見のございます方はお願いいたします。

川村幸康委員

三つほど。一つは、言葉というのは微妙なんでしょうけれども、正しくは予算の範囲内ではないわけやな、オーバーしたということ。それからもう一つは、方針変更ではないけれども、当初都市整備部として方針はガスやった。それで、今回副市長に来ていただいたのは、副市長が予算の範囲内という中で、どういう影響を都市整備部へ四日市の方針として及ぼし

変更したかという、併用というものをを出してきたんや。今まで四日市市は、電化かガスの議論はあったんや、ずっと、前の大瀬古新町でも。でも、併用というのは、予算の範囲内という言葉をもって初めてそんな可能性が出てきてしもたわけや。今までの四日市市政は、どちらかに決断して決めて、それで設計を出して議会にも諮ったきたんが、副市長の予算の範囲内という曖昧な答えの中で出てきたと私は思うとるんで、これは今回限りにしてもらえないと、今後は併用ではなくて、エネルギー事情をその都度都度というのは言葉はええけども、きちんと考えて、どっちかで出してくると。決まらんのやったら、どっちも出せという考え方は、私はとるべき方向性としては違うんと違うんかなと思うとるわけや。副市長の中で、もう少し議会に説明しておれば、そういったこともなかったということからいくと、意見もあって、その場その場の中でベスト判断していった中で併用というので、議会对応、政治的判断せざるを得んだということていくと、併用というものは今後は出てこんということてないと、物すごく大きな転換なんやわ。四日市以外の市町も調べたんやけど、かつて、ないんやわ。ガスと電気の併用した公共施設というのは。だから、それぐらいにニュースにもなることやもんでな。だから、そこだけのことの影響。

だから、私からすると、意見やけど、都市整備部はあくまでも決断してどっちかのエネルギー源で出してきた。その結果、説明不足というところの指摘の中で議会の意見を聞くと、政治的判断を副市長がして、それによって都市整備部が今回だけは併用という案を出してきたという形なら、私はある程度理解も、したくはないけども、納得のいく部分のところはあるんやわな。ただ、それはもう今回限りで終わらんとだめですよという思いが強いんやさ。

それともう一個、何度もここで言うとなんやけど、議会はそれでも議会の責任としてやったんやけど、予算修正もしてない、何もしてないやで、議決したんはあくまでもガスやったんでな。それを気を使って行政側がいらったというのは、もう一つの大きな、私は今までになかった行政側の動きやもんで、議会でいろいろ意見は出るわ、委員会で。でも、結果的に議決したことに対しては、議決どおりの執行をしていくというのが行政やったんや。当初予算で議決したことは。それを今回は、何も議会のほうは変えよとも言うてもおらへん。意見を言うた、委員会で。ただその議会は、手続をとっていないんや。にもかかわらず、あなたらが気を使って手続をねじ曲げたということの反省は、私は十二分にしてほしいと思うとる。

以上です。コメントがあれば。

井上副市長

私どもとすれば、ガスということは変えていないつもりでございますし、ただ、建物の鉄筋であったり、基礎的な部分について、最小限度の額でこの範囲であればできるという報告を受けたものですから、その範囲であれば、私がこの場に来て、検討させていただいて対応させていただくという範囲でご説明をしていけば、ご理解は得られるのではないかと、こういう思いで判断をさせていただいた。ただ、そこは確かに、これまでの慣例からすれば、異例な対応をさせていただいたと言え、そういうことになるのかもしれませんが、そもそもそういうことになったことの原因を考えてみれば、あらかじめ曙町市営住宅の第1棟について、前広に委員の皆様にご意見を伺いし、意見交換をさせていただいた場を昨年私も努力不足でつくれなかった。そこから始まっていることだと思っておりますので、今後はそういうことのないように、そして我々としてしっかりと案をこの場にお出ししてご議論をいただけるように、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

川村幸康委員

そういう意味では、副市長の発言というのは、また部長とは違った影響で、意外に都市整備部がコントロールの効かんところで結論が出てくるということ十二分に理解しておいてほしいなと思うんです。その上で、ここにおる多分みんな、胸に手を当てて考えれば、おかしい話をしとるなと思うとんのさ。併用でないんやもん、一般家庭では。税金でつくるもんだけええのという話は、これもずっとこれから指摘を受けるような議決をせざるを得んというところはな。副市長はガスで方針は変わりないと言うけど、電化も含めた併用のというのは、本当に俺はもう恥ずかしい話やねん。これからこれを議決して出していくんやろうけど、市民の人はどう思うかということが一番考えやんと、市民を置いて、机上のこの中の議論をし過ぎたなと思うてな。結果的にああいう議会と行政側の中、それから議会の今のものの見方、考え方の中でしてしもたんかなという反省もあるけれども、こっち側も。それにしても、基礎・基本の部分が抜け落ちたなと思うて、よっぽどこれは、副市長の発言というのは重くて、政治的に影響を受けると、思うとることとは全然違う方向へ行くで。多分2月議会であんたらは併用式というのは全然考えておらんだと思うよ、これっぽっちも。そこは大いに私らも含めて反省するで、あんたらも反省せんと。だから、

やっつけ仕事でちょっと答弁してしまうと、日本でも例のない恥ずかしい事案をつくったなというのは、ええようにこれから教訓として。だから、余り軽い発言はあかんと思うてな。わからんならわからんで一旦ストップしてでもそこで議論を重ねて、場をおさめるということよりも、やっつけ仕事でやってはあかんという思いがある。これはどっちもやで。

以上です。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

村上悦夫委員

副市長に来ていただいて、いろいろ反省の言葉をいただいたんですけども、今後の問題が一番大事やと思うんです。今回はこれで、副市長の思いと、手順が少し早過ぎた、さかのぼって委員会に説明すべきだったとか、おっしゃられます。それはそれとして今後気をつけてもらいたいということと、ここでこれを認めることが今後の建物にも影響することではないと。その建物の内容によって、そのエネルギーの状況を判断して、どっちかに絞ってやっていきますということで、併用というやり方は今回のみというような考え方をここで言うていただかないと、この併用ですって今後もいくというような提案をされてきたのでは困りますので、今回の曙第1棟についてはこういう状況におさまるということになったとしても、次の公共施設については、どっちかに結論を絞って結論を出すという方向で、それだけちょっと、ガスか電気かどっちかに絞るということぐらいはできると思いますので、その辺のところの発言をいただければ、納得がいくと思うんです。だから、いかがでしょう。その辺のところを明確にお答えいただけませんか。

井上副市長

今回目指しているのは、あくまでもこの曙の第1棟について、こういうやり方でいきたいということでございまして、その先のことを我々は決めているわけではございません。いずれにしても、それぞれの施設の特性、それから形状、こういうことを勘案しながら、きちんとした考え方をこの場でご説明する形で、今後は議論をお願いできるような、そういうことをやっていきたいと思っておりますので、今回これをやったから、これが全ての

前例になるとか、そんなことを思っているわけでは決してございません。それぞれの施設
の特性に応じて、きちんとした形でお願いしていきたいと思っております。

村上悦夫委員

予算を計上していただいて、実際の設計に基づいて、入札差金のところで予算が余った。
だったら、その余ったものについては、議会から、その事業にこういうことをつけ加えて
くれとか、これは議決ではなくて、声が上がったとすると、その範囲も使えるというよう
な状況になっているわけですね、今回。だから、予算が余っておれば、附帯する条件的な
ことも認めていくというようなスタンスが今回あったわけですが、今後に対しても、予算
が余ったから、いろいろな議論の中で、ここでいろいろな議員が発言する施設内容につい
ての問題まで取り上げていくということは一切ないように。予算は余ったら余ったでいい
んではないですか。そういうのはあくまでも設計内容に基づくと。附帯する設備について
は、では余っているから使えるというものではないということもひとつ考えを聞かせてい
ただきたい。

井上副市長

ご指摘のとおり、予算が余っているのも何でもやっていいということでは決してない
と思っております。今回のことは、私どもなりに、この場での私の発言に対してぎりぎり
できる最小限の範囲での対応と思っておりますが、確かに百数十万の増額にもなっている
わけでございますので、それはまさにこの場でのご議論の中でのぎりぎりの対応と私は思
っておりますけれども、これは当然のことだと思っているわけでも決してございませんの
で、当然、不用額が出れば、それはしっかり市の金庫にお返しして、改めて予算化して別
のことに使っていくというのが大原則であるということは言うまでもないと認識しており
ます。

諸岡 覚委員長

副市長からそういったご意見もいただきましたので、先ほどいただいたご意見に基づい
て、この後採決に移ってまいりたいと思います。

これをもって、副市長との意見交換は一旦終了させていただきます。

ご退席ください。お疲れさまでした。

井上副市長

どうもありがとうございました。

諸岡 党委員長

それでは、まだまだご意見もあろうかと思えますけれども、休憩前に申し上げましたとおり、これをもって質疑を終結させていただきます。

川村幸康委員

質疑の終結はそれでいいんですけれども、最初に言ったような資料だけはいただけるといふことで。

諸岡 党委員長

資料というのは。

川村幸康委員

だから、ガスから……。例えば何年後かわからんけど、10年後か何年後かには、70万円掛けるあれで、私が知りたいのは、そういう可能性の余地を残したというか、無駄には使わんわけで、いずれかの時期にガスの機器が壊れたときには、市が多分電化にしようとする予算が10年後か15年後かに上がるんやわな。その予算で幾らなんかなと。そのときにまた、多分恐らく家賃を上げやならんという可能性の資料だけくれたら。

諸岡 党委員長

その辺、ご説明いただけますか。資料は、ちなみに今ありますか。なければ、資料は後日下さい。説明は今お願いします。

館都市整備部理事

その費用につきましては、先ほど申しましたように、70万円と15万円の差、これが差額になってまいります。

川村幸康委員

1棟は何戸あるの。

館都市整備部理事

今回は1棟で、1棟は55戸ですから、55万円として、約3000万円ぐらいの差になります。

それから、家賃のほうは、オール電化になりますと、利便性係数が0.02加算されます。

したがって、オール電化にした場合には、通常の平均的な家賃でいきますと、500円から1000円高くなります。そういった内容の資料を後日提出させていただきます。

諸岡 覚委員長

では、資料は後日提供していただきますようお願い申し上げます。

では、質疑を終結します。

討論はございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。

採決に移ります。

議案第85号……。

川村幸康委員

委員長の意見のたたき台くれる、委員長報告の中身。

諸岡 覚委員長

はい。委員長報告の中に、曙町市営住宅整備事業を行うに当たり、将来の機器更新の際の給湯方式の選択肢を設けることを今回は了とするが、今後の市営住宅の整備においては、そのときどきのエネルギー状況を考慮し、整備時点における最善の熱源方式を採用することを強く意見すると、そういった趣旨の文言を委員長報告の中に盛り込ませていただきました

いと思います。

その委員長報告を念頭に置いていただいて、採決に移ってまいります。

討論はございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

討論なしと認めます。

では、採決に移ります。簡易採決といたします。

議案第85号工事請負契約の締結について、これを可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第85号工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

なお、先ほど申し上げましたように、この可決につきましては、委員長報告の中で、先ほど申し上げましたとおりの内容の文言を入れさせていただくということを委員の皆様方にお約束させていただきます。

議案第91号 市道路線の認定について

諸岡 党委員長

続きまして、議案第91号市道路線の認定について、議題を移してまいります。

説明を求めます。前回説明以外の部分の補足説明のみにしていただきますようお願いし

ます。

伊藤都市整備部長

市道路線の認定11路線をお願いするものでございますけれども、議案聴取会の内容と変わっておりません。また、追加資料もございません。

以上でございます。

諸岡 党委員長

説明は特段変更はございません。

質疑に移ってまいります。

ご質疑ございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に移ります。

議案第91号市道路線の認定について、これを可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

[以上の経過により、議案第91号市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 党委員長

これをもちまして、都市整備部の所管事項を全て終了いたしました。

石田道路整備課長

道路整備課の石田です。

午前中の決算常任委員会におきまして、私どもの道路整備事業の資料につきましてご請求いただきました。その中で、各年度の資料を、下海老寺方線の道路整備事業の資料提供をさせていただきます。もしよろしければ、今から資料の説明をさせていただきたいと思いますが。

諸岡 覚委員長

もう説明につきましては、審議終了しておりますので、資料の提供のみで結構です。この資料に基づいて、質疑を求める方は、個別対応で後日対応していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、都市整備部所管の議案を全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

16 : 45 閉議